

玉野市

玉野市障害者基本計画（第4次）

玉野市障害福祉計画（第7期）

玉野市障害児福祉計画（第3期）

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 国の障害者施策の流れ	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	8
5 計画の策定体制	8
6 市の推進体制と進行管理	9
第2章 玉野市の障害者を取り巻く現状	10
1 人口、障害者手帳所持者数の推移	10
2 自立支援医療受給者数の推移	16
3 難病医療費等助成受給者数の推移	16
4 障害支援区分認定者数の推移	17
5 子どもの人口の推移	17
6 障害児数の推移	18
7 アンケート調査結果	20
8 課題のまとめ	33
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本方針	39
3 計画の体系	41
第4章 計画の内容	42
基本方針1 差別の解消及び権利擁護の推進	42
基本方針2 生活支援と保健・医療の充実	48
基本方針3 自立と社会参加の促進	58
基本方針4 教育・療育体制の整備	66
基本方針5 安全・安心な生活環境の確保	71
基本方針6 総合的な支援体制の充実	76
第5章 玉野市障害福祉計画（第7期）	82
1 第6期障害福祉計画の成果目標の達成状況	82
2 成果目標と活動指標	87
3 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み	93
4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み	114
5 その他の事業	123

第6章 玉野市障害児福祉計画（第3期）	127
1 第2期障害児福祉計画の成果目標の達成状況	127
2 成果目標と活動指標	129
3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み	130
資料編	136
1 玉野市障害者施策推進協議会条例	136
2 玉野市障害者施策推進協議会委員名簿	138
3 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画 策定委員会要綱.....	139
4 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画 策定委員会委員名簿.....	141
5 策定経緯	142

1 計画策定の背景と趣旨

近年、障害のある人の高齢化や障害の重度化が進む中で、障害福祉サービスのニーズはますます複雑多様化しており、全ての障害のある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。

令和3年5月には「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務となる「改正障害者差別解消法」が令和6年4月1日に施行されます。

今後、障害者基本法の理念にのっとり、障害の有無によって分け隔てられることなく、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合い、ともに支え合いながら暮らすことができるまちづくりが重要となります。

また、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に様々な影響を及ぼしました。特に、障害のある人を含め脆弱な立場に置かれている人々は大きな影響を受け、感染拡大防止措置の影響による地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しており、障害のある人やその家族等に対し支援が必要となっています。

こうした中、本市では、平成29年度に策定した「玉野市障害者基本計画（第3次）」及び、令和2年度に策定した「玉野市障害福祉計画（第6期）・玉野市障害児福祉計画（第2期）」において、「健やかで安全・安心に暮らせるまち」を基本理念に、障害のある人もない人も、地域の中でともに参画しながら安心、かつ、いきいきと暮らし続けられるよう、市民の新たな絆でつながったぬくもりを感じられるまちづくりを推進してきました。

「玉野市障害者基本計画（第3次）」及び「玉野市障害福祉計画（第6期）・玉野市障害児福祉計画（第2期）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、本市の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、令和6年度を初年度とした「玉野市障害者基本計画（第4次）・玉野市障害福祉計画（第7期）・玉野市障害児福祉計画（第3期）」を策定します。

2 国の障害者施策の流れ

(1) 障害者計画にかかる動向

障害者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障害者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障害者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として、障害者の自立と社会参加の促進、精神障害者を障害者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成14（2002）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成15（2003）年度から平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」とすることが掲げられ、障害のある人が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組んできました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務化等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障害、知的障害児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」に変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障害のある人の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障害者の保護を加えるなど一部改正される中、「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障害者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」への見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「改正障害者総合支援法」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備等、障害児支援のニーズの多様化へきめ細かな対応を図るため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障害者に関するその他の法整備

障害のある人の人権や権利に関しては、虐待を受けた障害のある人の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害のある人の人権や基本的自由の享有を確保する障害のある人に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障害のある人の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。

また、同年、雇用分野の障害者差別を禁止するための措置等を定める「障害者雇用促進法」が改正されました。

障害の特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障害の疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障害者の支援の一層の充実を図るため、法律の全般にわたって改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。

また、障害者が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

そして、令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障害や難病をもつ方の地域生活や就労の支援を強化として、障害者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の性格

「玉野市障害者基本計画（第4次）・玉野市障害福祉計画（第7期）・玉野市障害児福祉計画（第3期）」（以下「本計画」）は、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」の3計画を一体的に策定したものです。「障害者計画」は本市の障害者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、障害者施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障害者施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障害種別共通の給付等の事項を規定したものです。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本方針について定める計画	障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
国	障害者基本計画（第5次） （令和5年度～令和9年度）	障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 （都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す）	
県	第4期岡山県障害者計画 （令和3年度～令和7年度）	第7期岡山県障害福祉計画・第2期岡山県障害児福祉計画 （令和6年度～令和8年度）	
玉野市	玉野市障害者基本計画（第4次）・玉野市障害福祉計画（第7期）・玉野市障害児福祉計画（第3期）		

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】

<p style="text-align: center;">障害者計画</p> <p>障害者基本法に基づき、以下の各分野にわたって障害者福祉にかかわる諸施策の総括的な計画です。</p>	<p style="text-align: center;">障害福祉計画・障害児福祉計画</p> <p>「自立した生活の支援」にかかわる以下にあげる諸事業等の具体的なサービス見込量等を設定するものです。</p>
<ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問系サービス ・ 日中活動系サービス ・ 居住系サービス ・ 相談支援 ・ 入所者地域生活移行 ・ 精神障害者地域生活移行 ・ 一般就労移行 ・ 就労選択支援 ・ 地域生活支援事業 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援 ・ 障害児相談支援

【「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の改正のポイント】（令和5年）

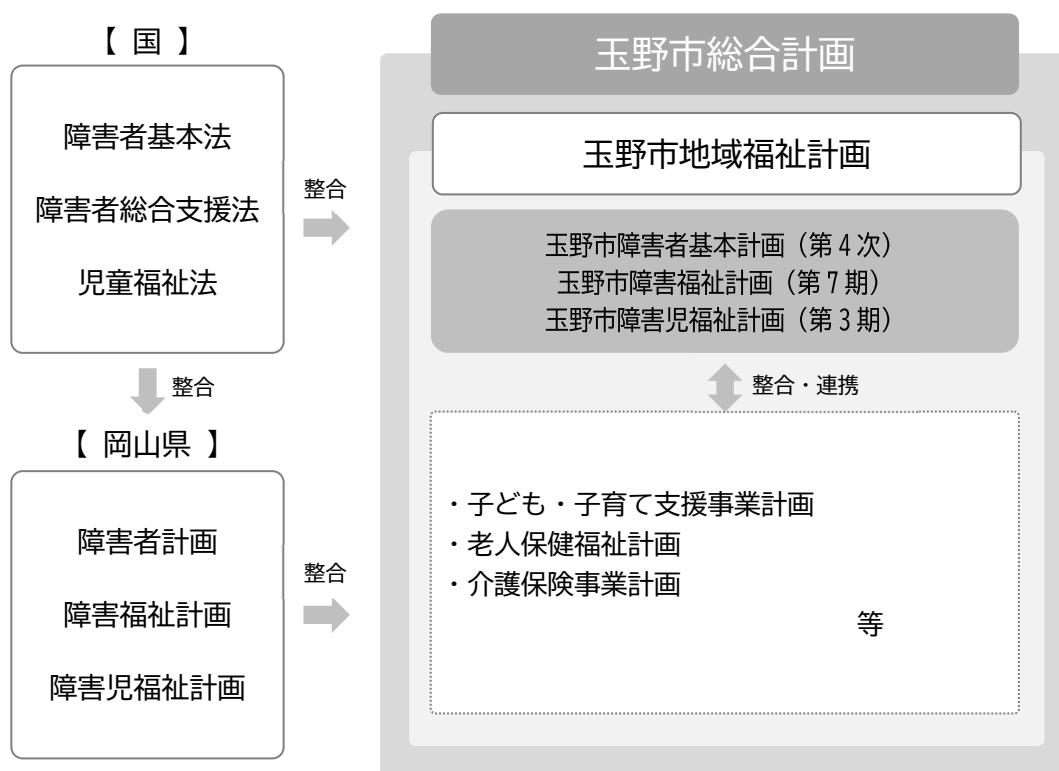
●指針見直しの主な事項

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- ⑭ その他：地方分権提案に対する対応

(3) 関連計画等の関係

本計画は、市の最上位計画である「玉野市総合計画」の障害者福祉部門計画として位置付けられます。本計画では、本市が策定した「玉野市地域福祉計画」、「玉野市子ども・子育て支援事業計画」「玉野市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障害者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

【位置づけ図】



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、平成27 (2015) 年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障害のある人を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障害者施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障害のある人の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

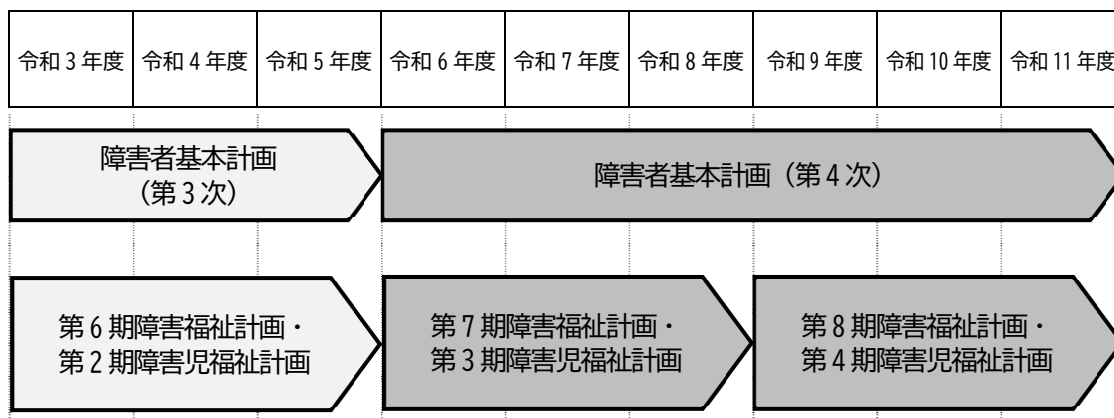


本計画で関連すると考えられるSDGsの目標

	目標 3. すべての人に健康と福祉を		目標 4. 質の高い教育をみんなに
	目標 8. 働きがいも経済成長も		目標 10. 人や国の不平等をなくそう
	目標 11. 住み続けられるまちづくりを		目標 16. 平和と公正をすべての人に
	目標 17. パートナリーシップで目標を達成しよう		

4 計画の期間

障害者基本計画は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とし、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和6年度から8年度までの3年間を計画期間とします。



5 計画の策定体制

(1) 玉野市障害者施策推進協議会での審議

障害者団体、福祉関連団体、教育機関、医師会、関連行政機関等の代表からなる「玉野市障害者施策推進協議会」において計画内容について審議するとともに、策定委員会での議論を踏まえて、本計画を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

障害者の生活状況や障害福祉サービス等の利用状況、今後の利用意向等を把握するとともに、障害者施設の状況やニーズについても把握し、計画策定の基礎資料とするために実施致しました。

■調査方法

郵送による配布、回収（発送数：1,100通 回収数：469通 回答率：42.6%）

■調査期間

令和5年8月25日から令和5年9月12日

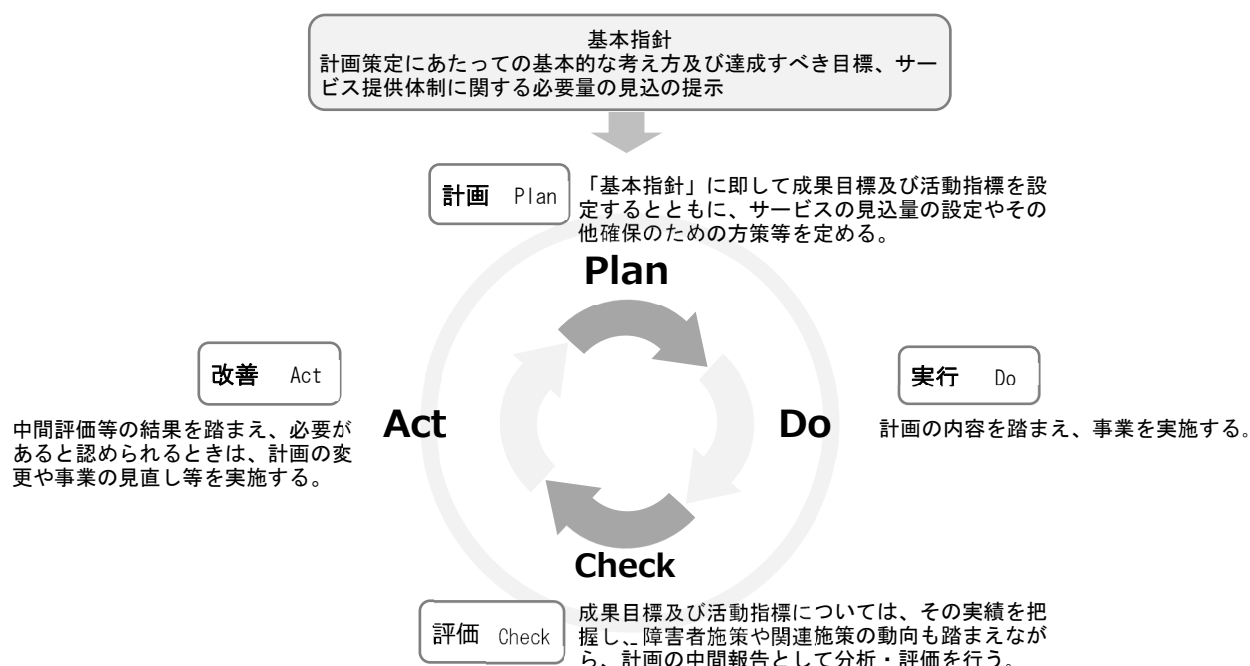
■対象者数

身体障害者 550人、知的障害者 150人、精神障害者 300人、発達障害児 100人

6 市の推進体制と進行管理

玉野市障害者施策推進協議会及び玉野市障害者総合支援協議会を活用し、計画の進捗管理や評価、見直しを行うとともに、必要な対策等を継続的に実施します。

今後、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗管理・評価では、利用者の視点に立ち、各事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげます。



第 2 章

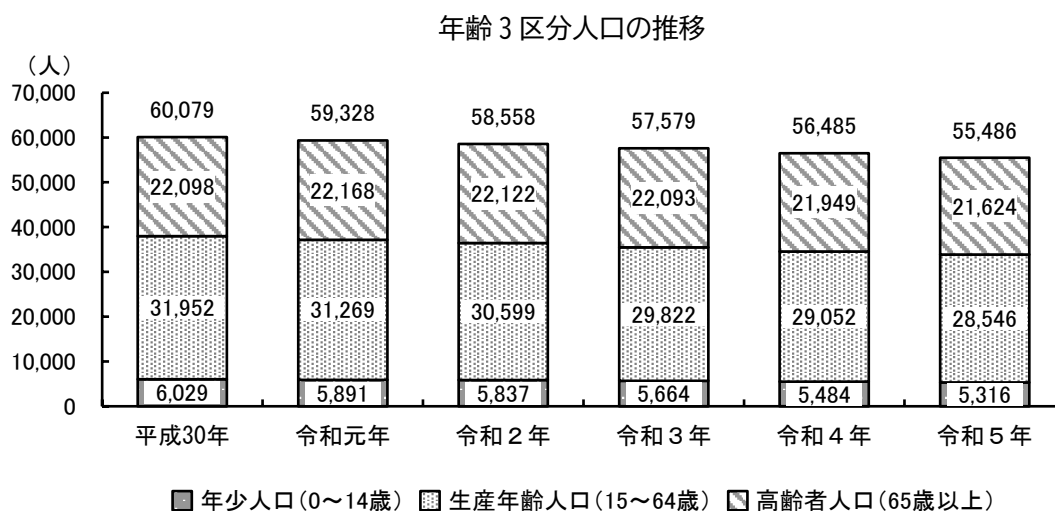
玉野市の障害者を取り巻く現状

1 人口、障害者手帳所持者数の推移

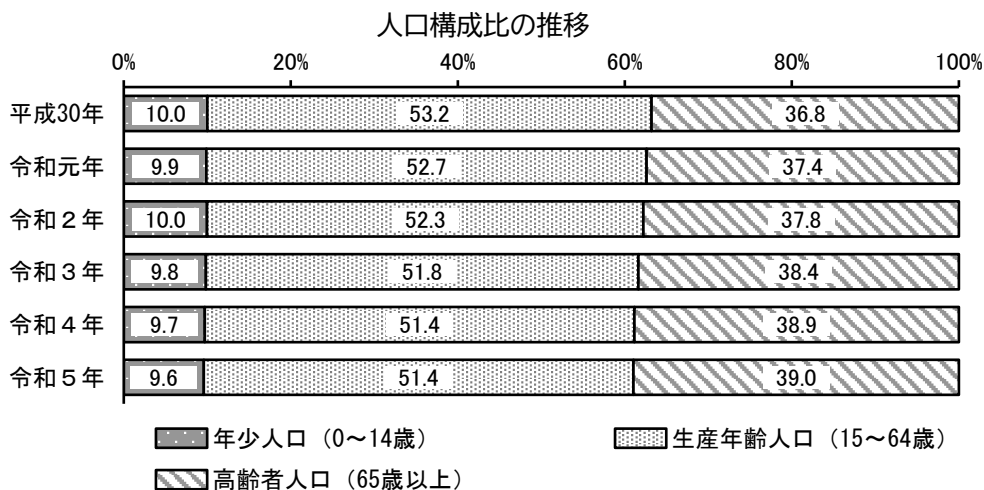
(1) 人口の推移

総人口は減少傾向にあり、令和5年3月末日現在では55,486人となっています。

人口構成比をみると、令和5年では年少人口が9.6%、高齢者人口が39.0%となっており、少子高齢化の傾向がみられます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

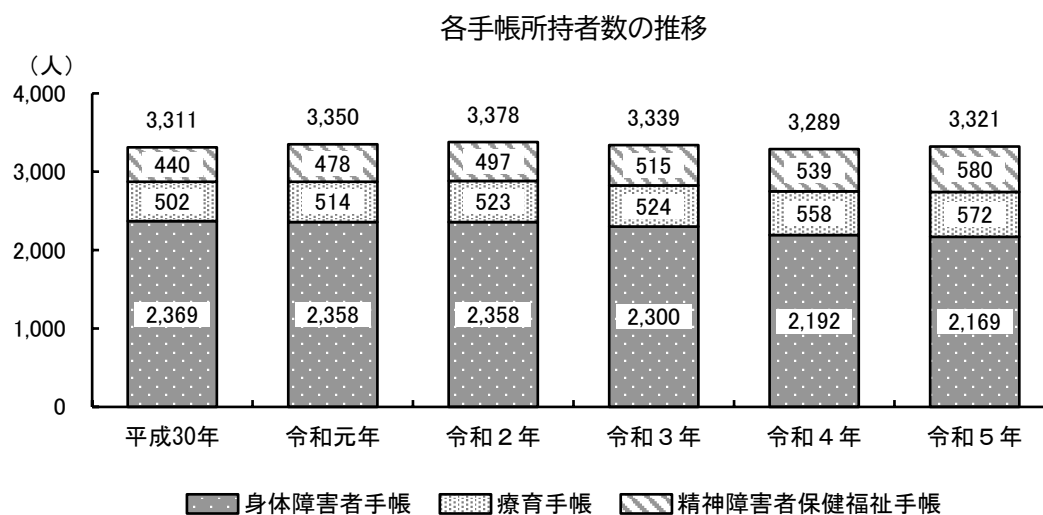


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 障害者手帳別所持者数の推移

令和5年3月末日現在の本市における身体障害者手帳所持者は2,169人、療育手帳所持者は572人、精神障害者保健福祉手帳所持者は580人となっています。

平成30年から令和5年までの各障害者手帳所持者数の増減をみると、身体障害者手帳所持者数は減少しており、療育手帳所持者数、精神障害者手帳所持者数は微増しています。



資料：福祉政策課（各年3月末日現在）

(3) 身体障害者手帳所持者について

① 等級別の推移と構成比

令和5年4月1日現在の等級別の身体障害者手帳所持者数をみると、1級が763人で最も多く、次いで4級が559人、2級が282人と続いています。

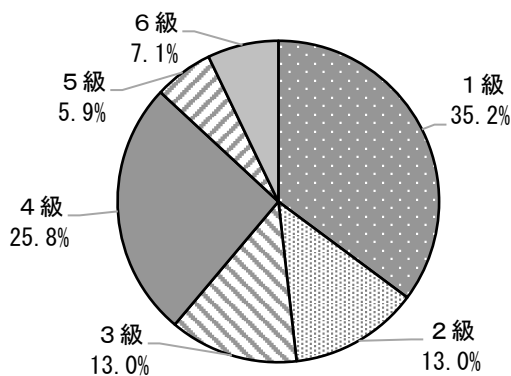
等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	751	758	782	763	760	763
2級	356	348	336	325	301	282
3級	298	309	308	315	289	281
4級	636	626	614	588	554	559
5級	160	155	156	145	132	129
6級	168	162	162	164	156	155
合計	2,369	2,358	2,358	2,300	2,192	2,169

資料：福祉政策課（各年3月末現在）

等級別構成比



資料：福祉政策課（令和5年3月末現在）

② 年齢別所持者数

年齢別にみると、65歳以上の手帳所持者が77.9%を占めています。

等級別・年齢別の身体障害者手帳所持者数

単位：人、%

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
18歳未満	15	3	3	0	0	1	22	1.0
18歳～64歳	192	74	50	76	28	38	458	21.1
65歳以上	556	205	228	483	101	116	1,689	77.9
合計	763	282	281	559	129	155	2,169	100.0

資料：福祉政策課（令和5年3月末現在）

③ 種類別所持者数

令和5年3月末日現在の障害種別・年齢別の所持者数は、肢体不自由が1,028人と最も多く、次いで内部障害が813人、聴覚・平衡機能障害が191人、視覚障害が110人と続いています。

障害種別の身体障害者手帳所持者数

単位：人

	肢体不自由	内部障害	聴覚・平衡機能障害	視覚障害	音声・言語障害
18歳未満	11	5	4	2	0
18歳～64歳	255	131	26	36	10
65歳以上	762	677	161	72	17
合計	1,028	813	191	110	27

資料：福祉政策課（令和5年3月末現在）

④ 障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の障害の種類別で見ると、肢体不自由が減少し、内部障害が増加しています。令和4年では肢体不自由が1,028人と最も多く、次いで内部障害が813人となっています。

障害の種類別身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
視覚障害	112	108	108	110
聴覚・平衡機能障害	208	206	194	191
音声・言語・そしゃく機能障害	28	27	25	27
肢体不自由	1,208	1,151	1,065	1,028
内部障害	802	808	800	813
合計	2,358	2,300	2,192	2,169

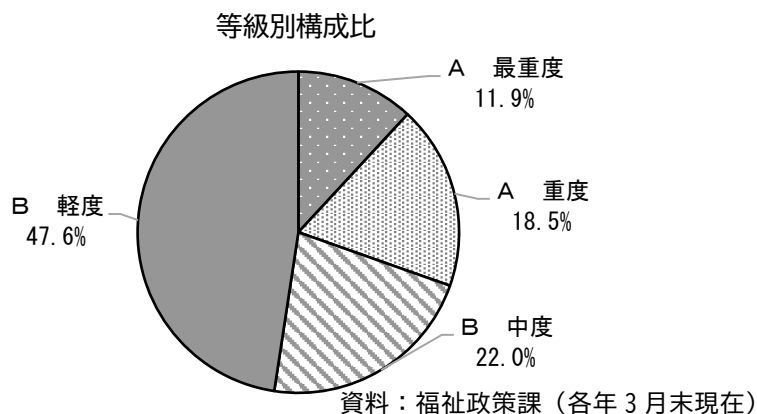
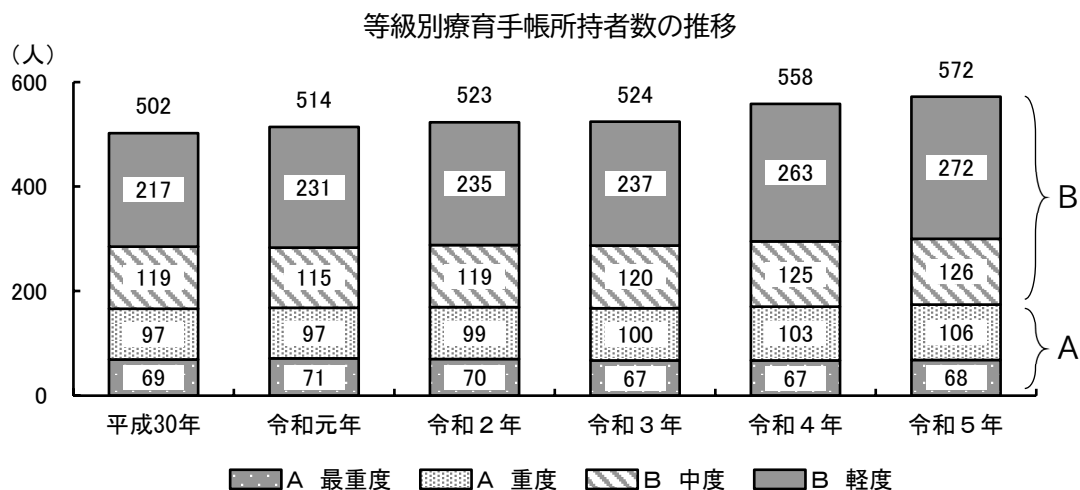
資料：福祉政策課（各年3月末現在）

(4) 療育手帳所持者数について

① 等級別の推移と構成比

令和5年3月末日現在の等級別の療育手帳所持者数をみると、Bが398人、Aが174人となっています。

等級の構成比をみると、Bが69.6%、Aが30.4%となっています。



② 年齢別の推移と構成比

年齢別にみると、18歳未満が20.6%、18歳～64歳が69.8%となっています。

等級別・年齢別の療育手帳所持者数

単位：人、%

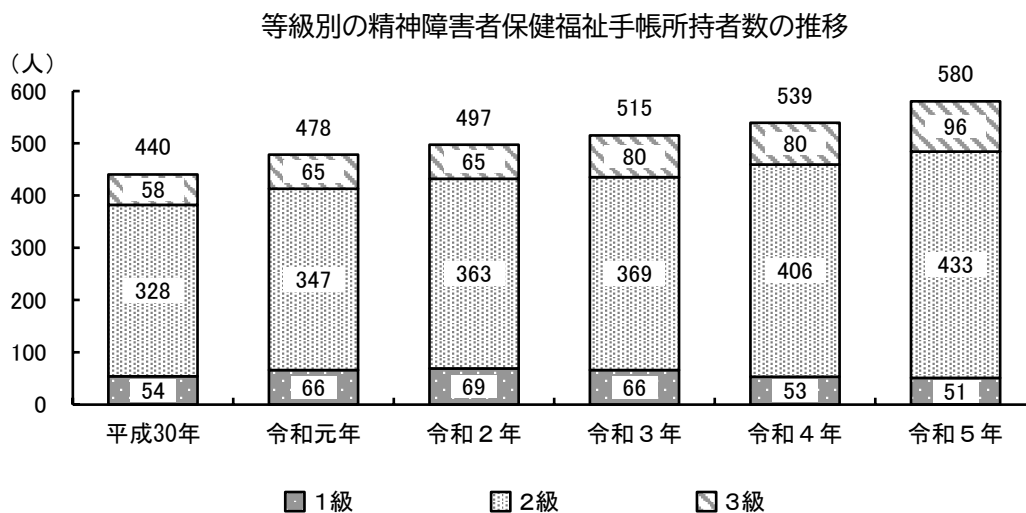
	療育手帳A	療育手帳B	合計	割合
18歳未満	29	89	118	20.6
18歳～64歳	125	274	399	69.8
65歳以上	20	35	55	9.6
合計	174	398	572	100.0

資料：福祉政策課（令和5年3月末現在）

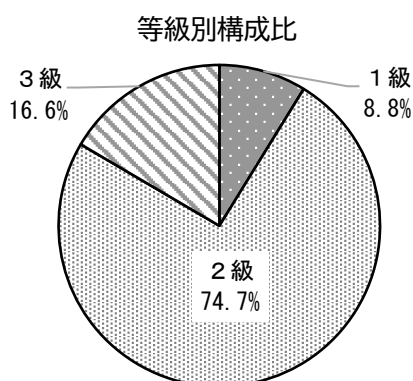
(5) 精神障害者保健福祉手帳所持者数について

① 等級別の推移と構成比

令和5年3月末日現在の等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数をみると、2級が433人で最も多く、次いで3級が96人、1級が51人と続いており、2級が約7割台半ばと大半を占めています。



資料：福祉政策課（各年3月末日現在）



資料：福祉政策課（令和5年3月31日現在）

② 年齢別の推移と構成比

年齢別でみると、18歳～64歳の手帳所持者が81.7%となっています。

等級別・年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者数

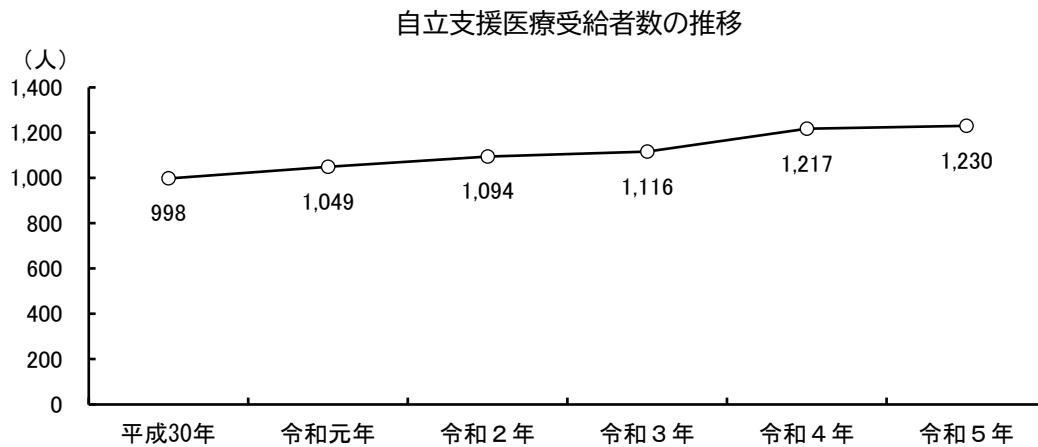
単位：人、%

	1級	2級	3級	合計	割合
18歳未満	1	15	0	16	2.8
18歳～64歳	25	360	89	474	81.7
65歳以上	25	58	7	90	15.5
合計	51	433	96	580	100.0

資料：福祉政策課（令和5年3月末日現在）

2 自立支援医療受給者数の推移

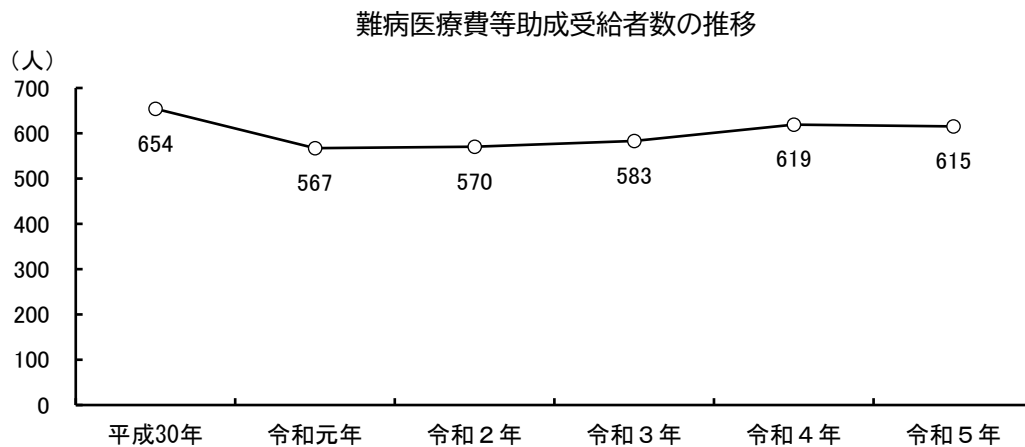
自立支援医療受給者数は年々増加しており、令和5年3月末現在1,230人となっています。



資料：福祉政策課（各年3月末現在）

3 難病医療費等助成受給者数の推移

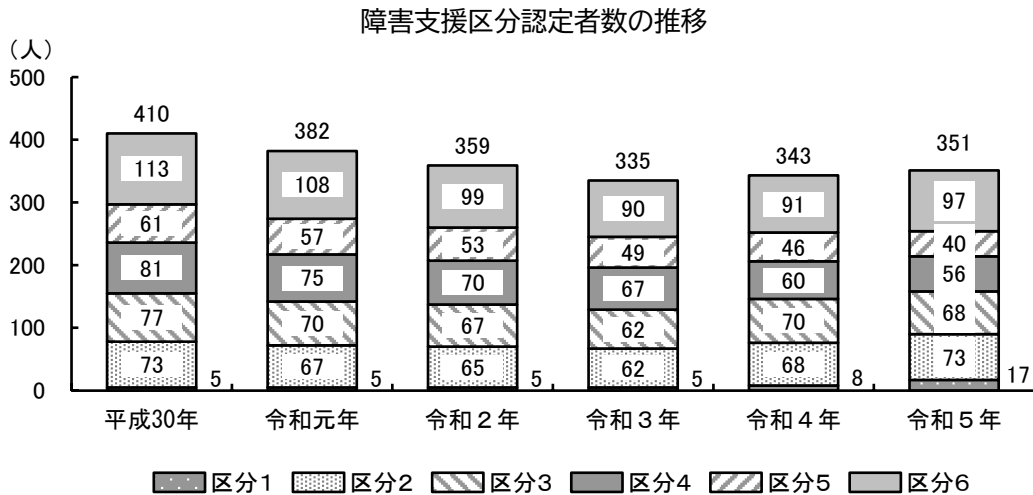
難病医療費等助成受給者数は平成30年から令和元年にかけて減少しましたが、その後増加に転じ、令和5年には615人となっています。



資料：岡山県（各年3月末現在）

4 障害支援区分認定者数の推移

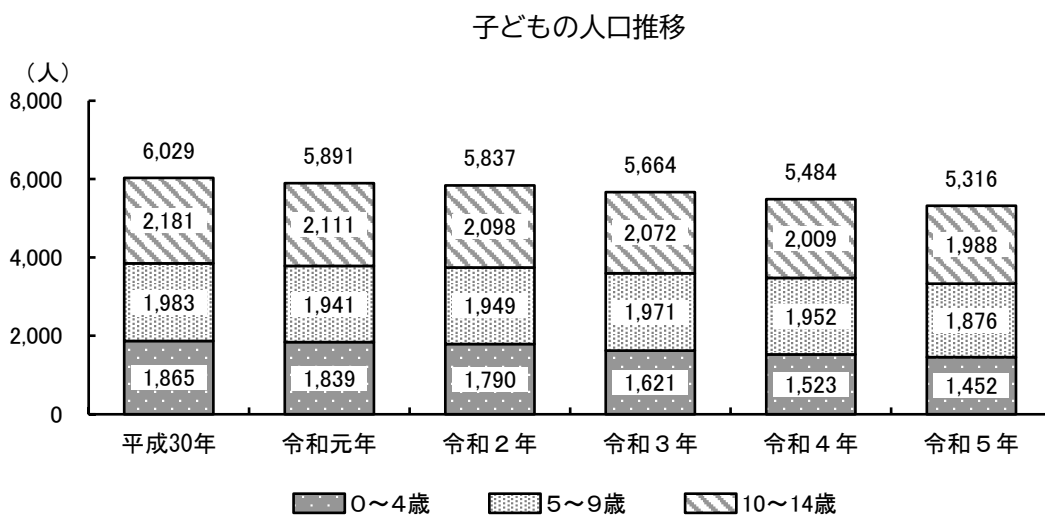
障害支援区分認定者数は年々減少傾向にありましたが、令和3年以降増加に転じ、令和5年には351人となっています。



※障害支援区分：障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者等の障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のこと。

5 子どもの人口の推移

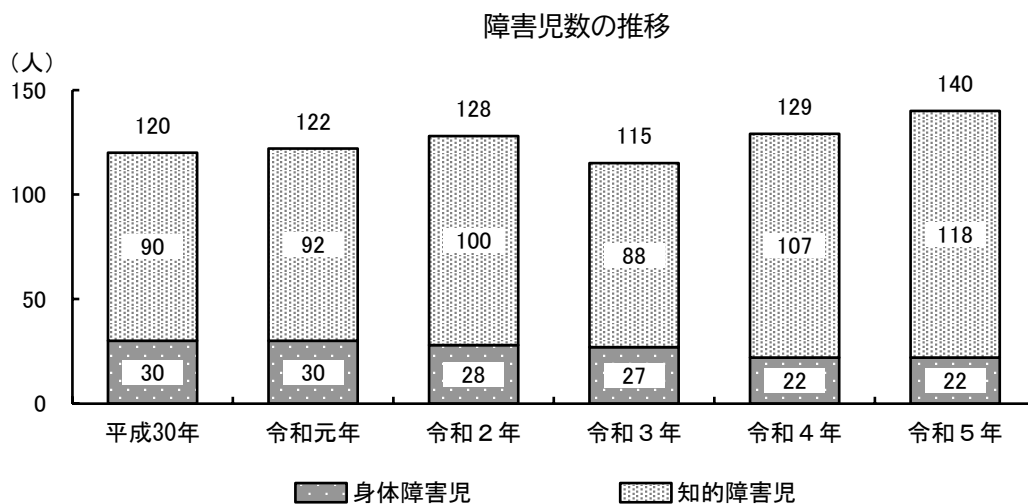
子どもの人口推移をみると、令和5年3月末日現在5,316人で、年々減少傾向にあります。



6 障害児数の推移

(1) 障害児数の推移

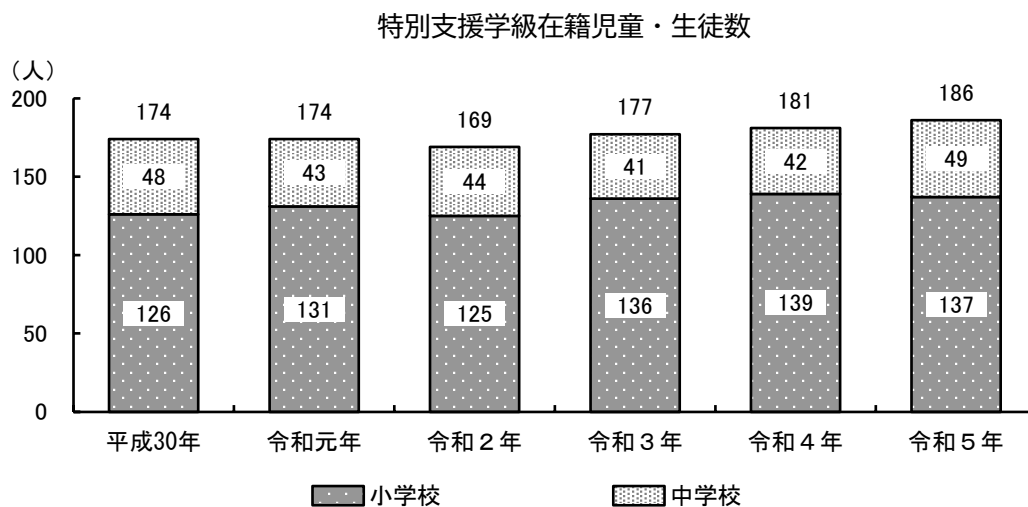
障害児数の推移をみると、平成30年から横ばいで推移しており、令和5年3月末日現在で身体障害児は22人、知的障害児は118人となっています。



資料：福祉政策課（各年3月末日現在）

(2) 特別支援学級在籍児童・生徒数の推移

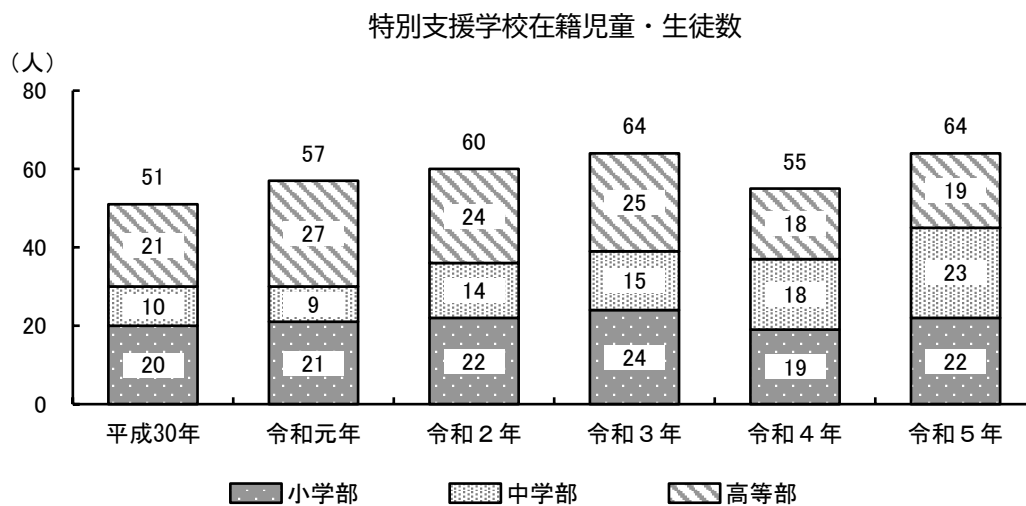
特別支援学級在籍の児童・生徒数をみると、小学校の児童数では、令和5年5月1日現在137人で、令和3年以降横ばいとなっています。また、中学校の生徒数は49人で、平成30年以降横ばいとなっています。



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

(3) 特別支援学校在籍児童・生徒数の推移

特別支援学校在籍の児童・生徒数をみると、小学部は令和5年5月1日現在22人と、平成30年以降横ばいとなっています。また、中学部は23人で増加傾向にある一方で、高等部は19人で減少傾向となっています。



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

7 アンケート調査結果

(1) 調査対象

玉野市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害者自立支援医療（精神通院医療に限る）

制度の利用者：身体550、知的150、精神300、発達障害100

(2) 調査期間

令和5年8月25日から令和5年9月12日

(3) 調査方法

郵送配付・郵送回収方式

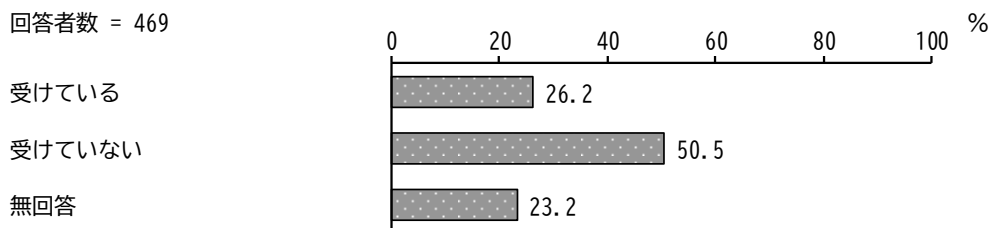
(4) 回収状況

	配布数	有効回答数	有効回答率
玉野市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害者自立支援医療（精神通院医療に限る）制度の利用者	1,100 通	469 通	42.6%

(5) アンケートの主な結果

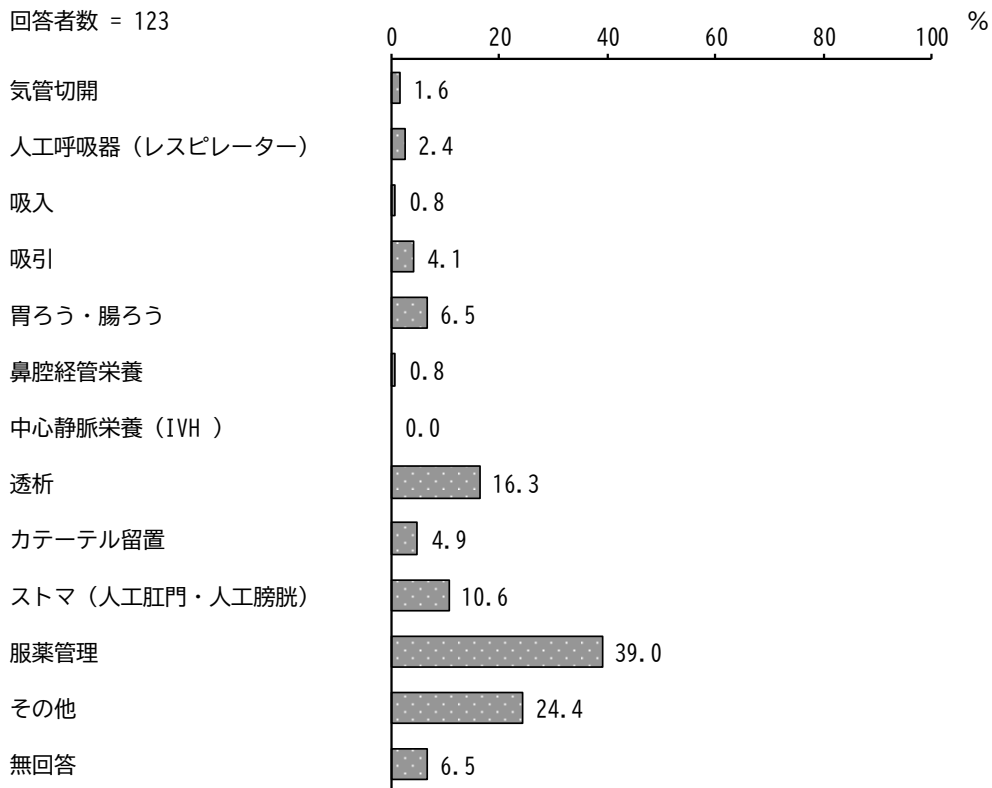
① 医療的ケアを受けているかどうかについて

「受けている」の割合が26.2%、「受けていない」の割合が50.5%となっています。



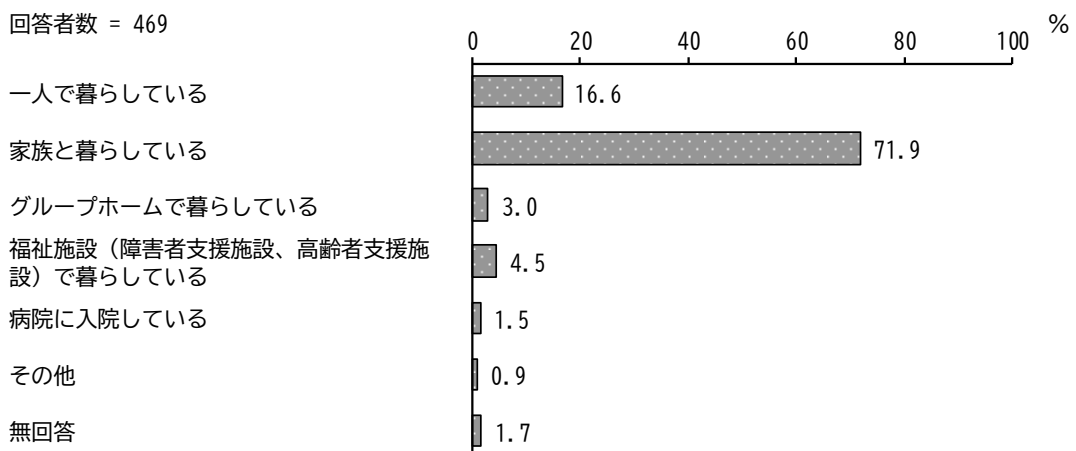
② 医療的ケアについて

「服薬管理」の割合が39.0%と最も高く、次いで「透析」の割合が16.3%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」の割合が10.6%となっています。



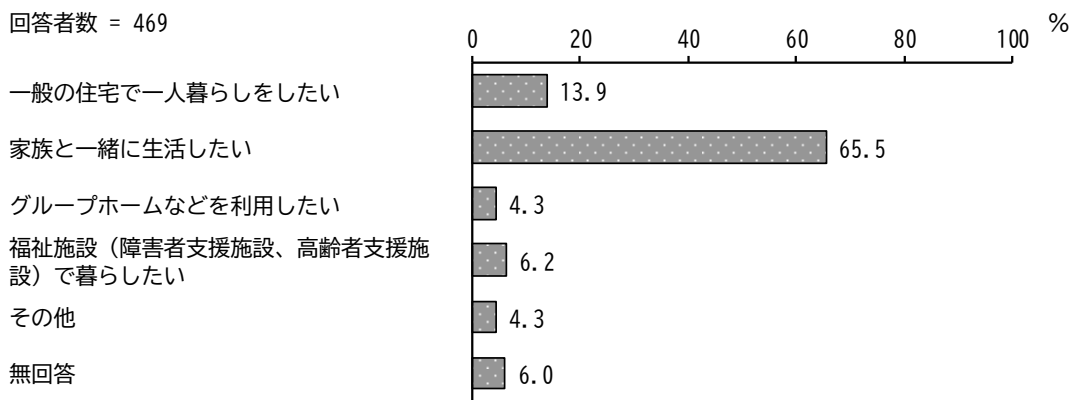
③ どのように暮らしているかについて

「家族と暮らしている」の割合が71.9%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」の割合が16.6%となっています。



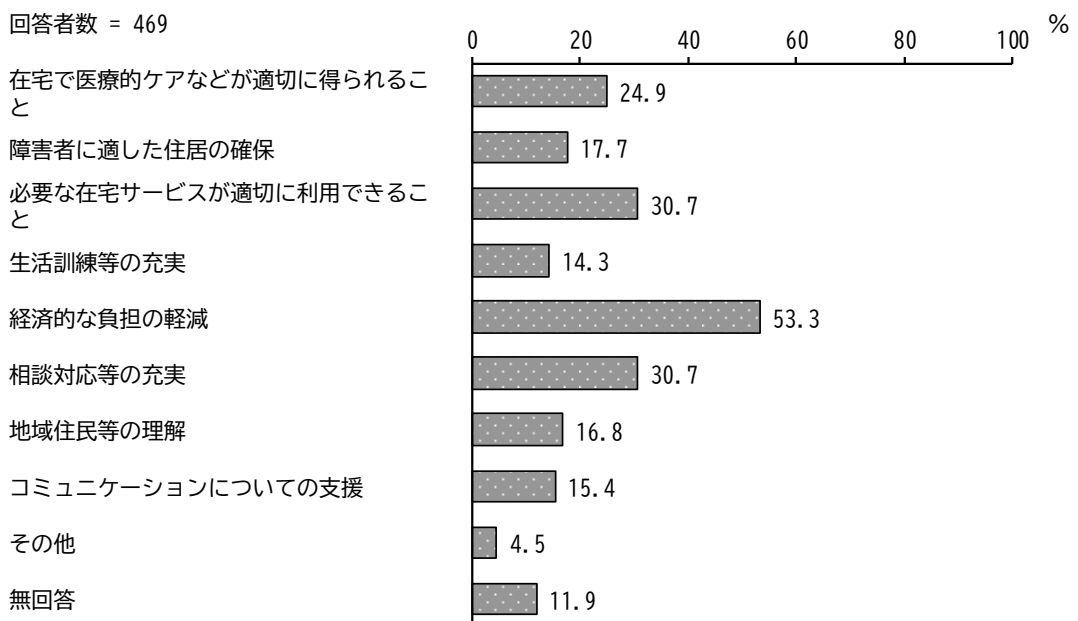
④ 今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うかについて

「家族と一緒に生活したい」の割合が65.5%と最も高く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」の割合が13.9%となっています。



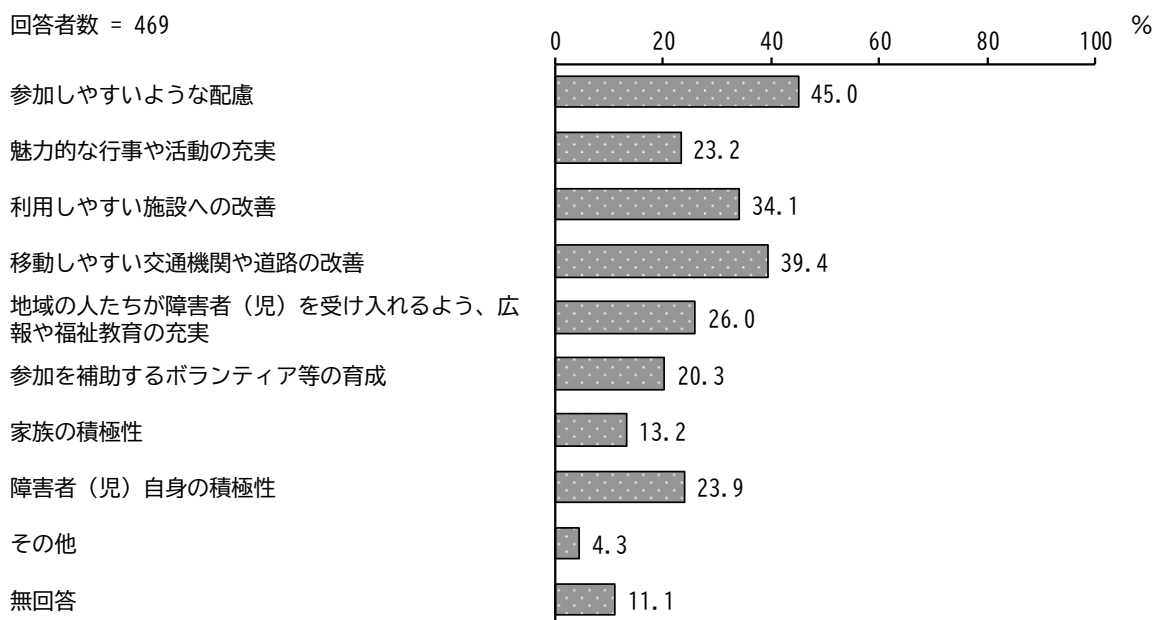
⑤ 希望する暮らしを送るため必要な支援について

「経済的な負担の軽減」の割合が53.3%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「相談対応等の充実」の割合が30.7%となっています。



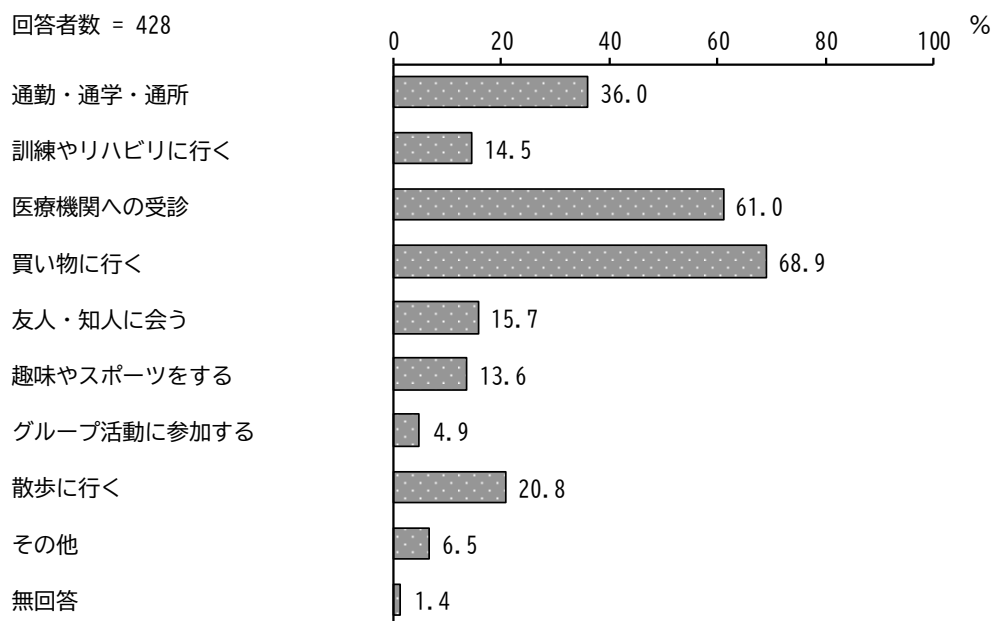
⑥ 障害のある人が地域や社会に積極的に参加しやすくするために必要なことについて

「参加しやすいような配慮」の割合が45.0%と最も高く、次いで「移動しやすい交通機関や道路の改善」の割合が39.4%、「利用しやすい施設への改善」の割合が34.1%となっています。



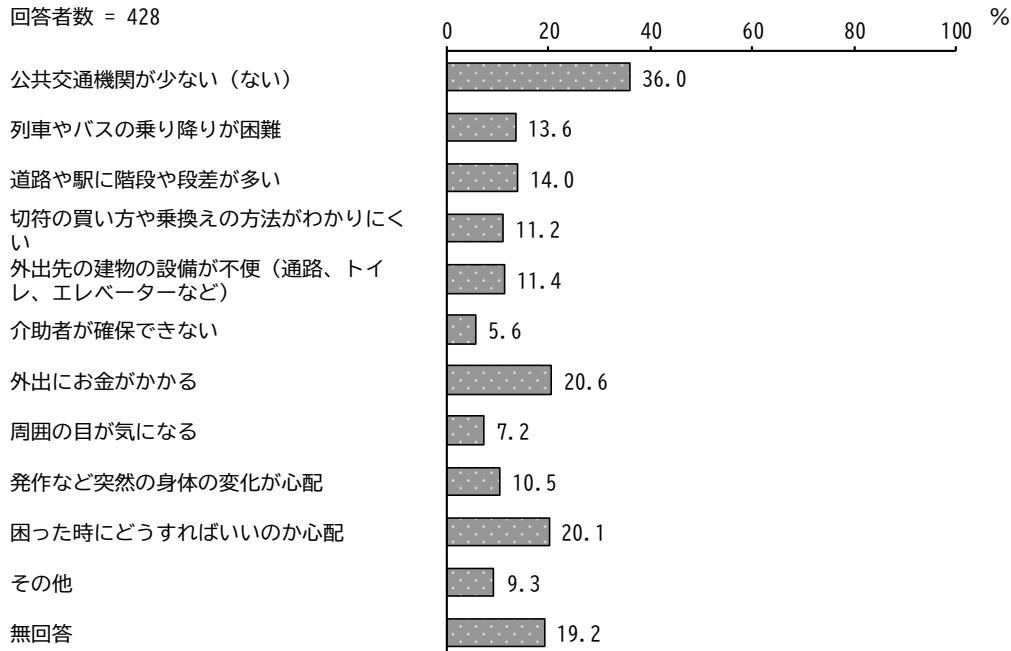
⑦ 外出する目的について

「買い物に行く」の割合が68.9%と最も高く、次いで「医療機関への受診」の割合が61.0%、「通勤・通学・通所」の割合が36.0%となっています。



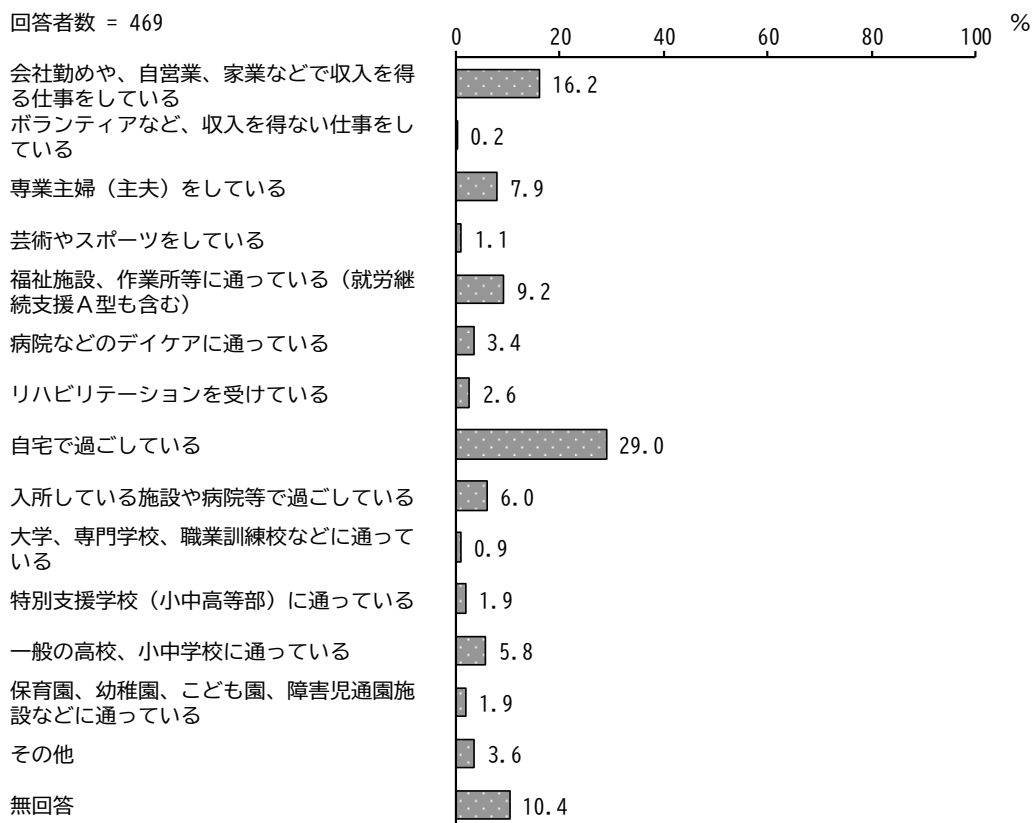
⑧ 外出する時に困ることについて

「公共交通機関が少ない(ない)」の割合が36.0%と最も高く、次いで「外出にお金がかかる」の割合が20.6%、「困った時にどうすればいいのか心配」の割合が20.1%となっています。



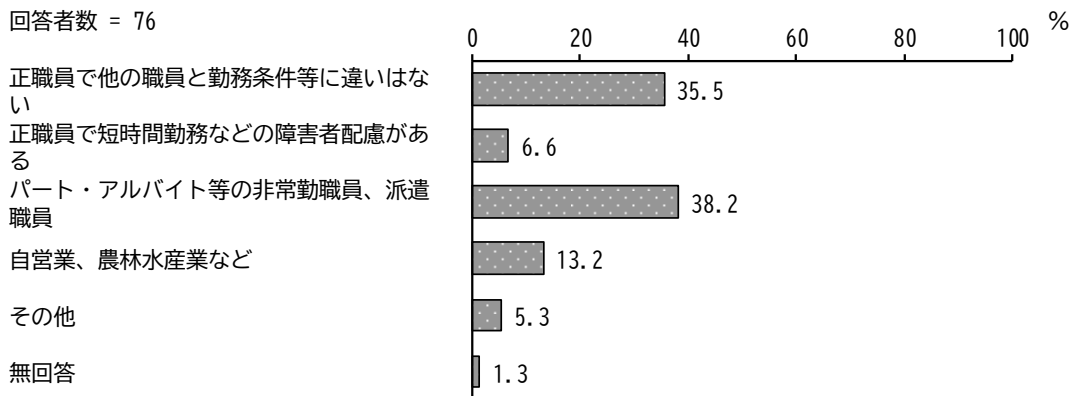
⑨ 平日の日中の過ごし方について

「自宅で過ごしている」の割合が29.0%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」の割合が16.2%となっています。



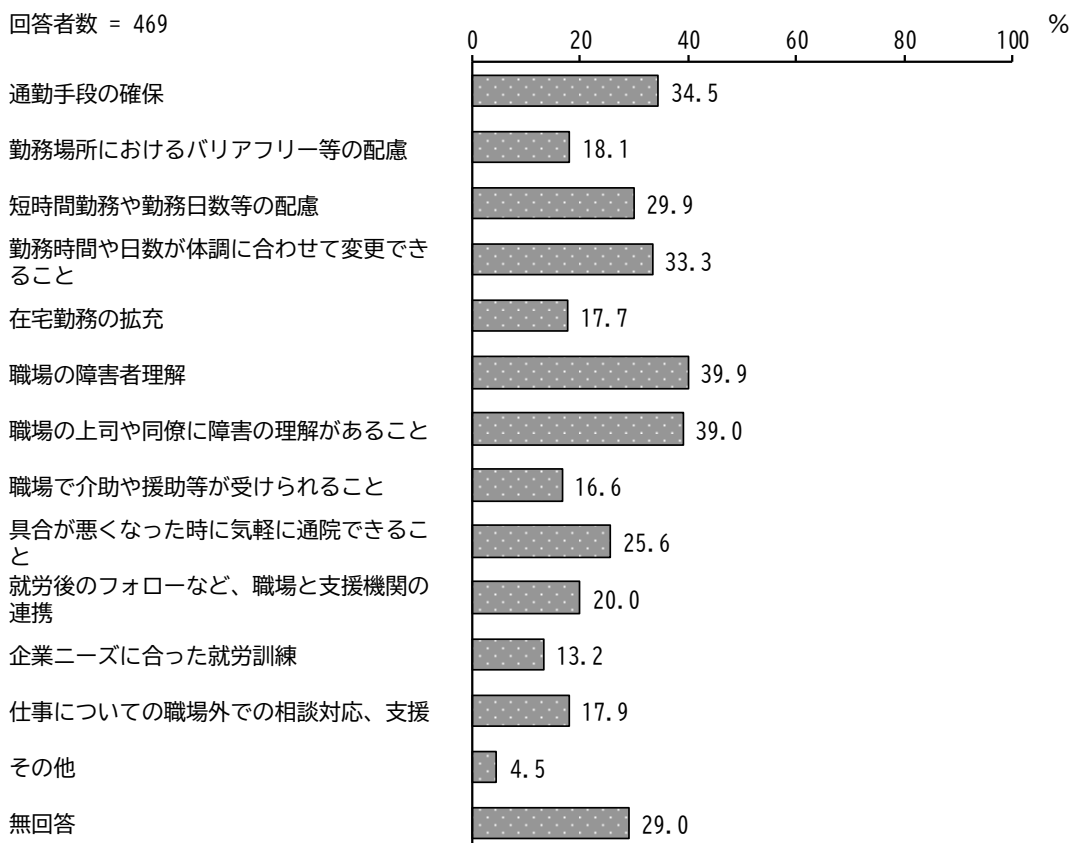
⑩ 働き方について

「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」の割合が38.2%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」の割合が35.5%、「自営業、農林水産業など」の割合が13.2%となっています。



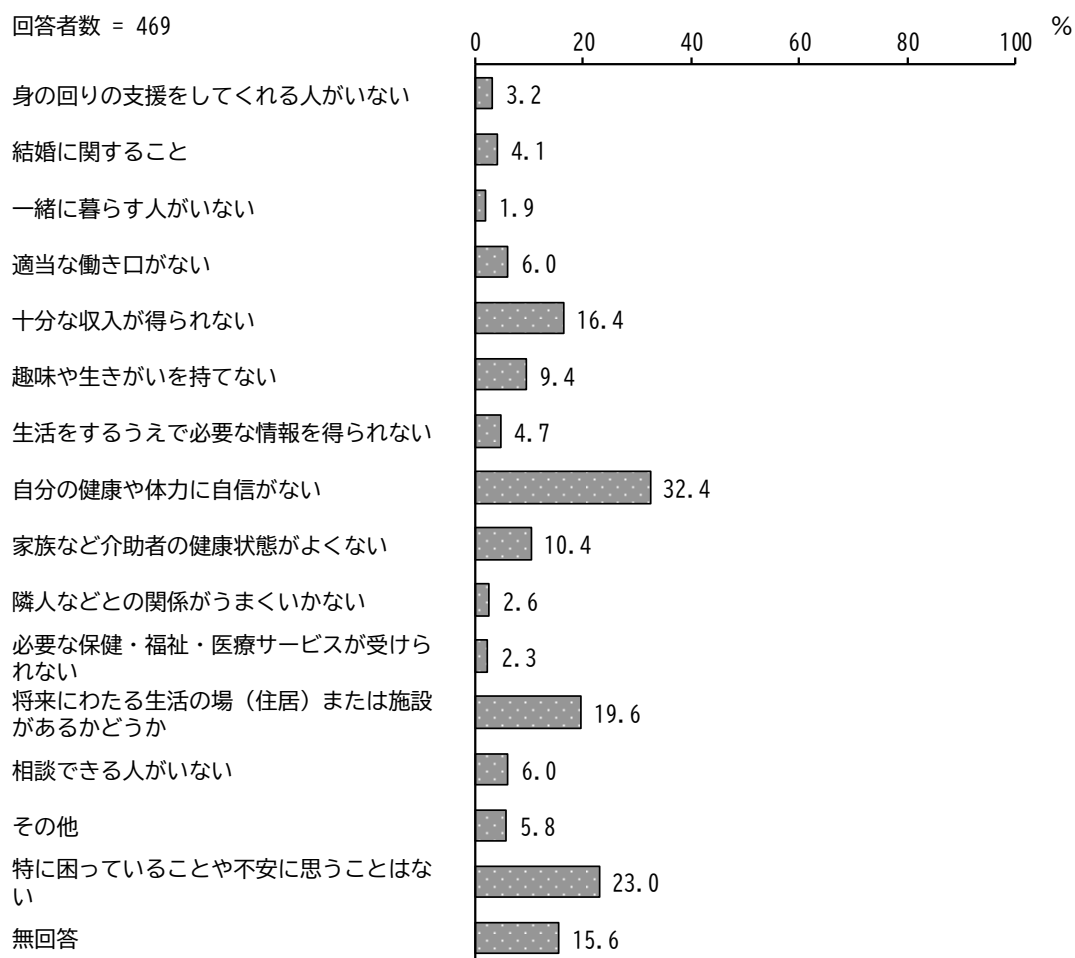
⑪ 障害者の就労支援に必要と思うことについて

「職場の障害者理解」の割合が39.9%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」の割合が39.0%、「通勤手段の確保」の割合が34.5%となっています。



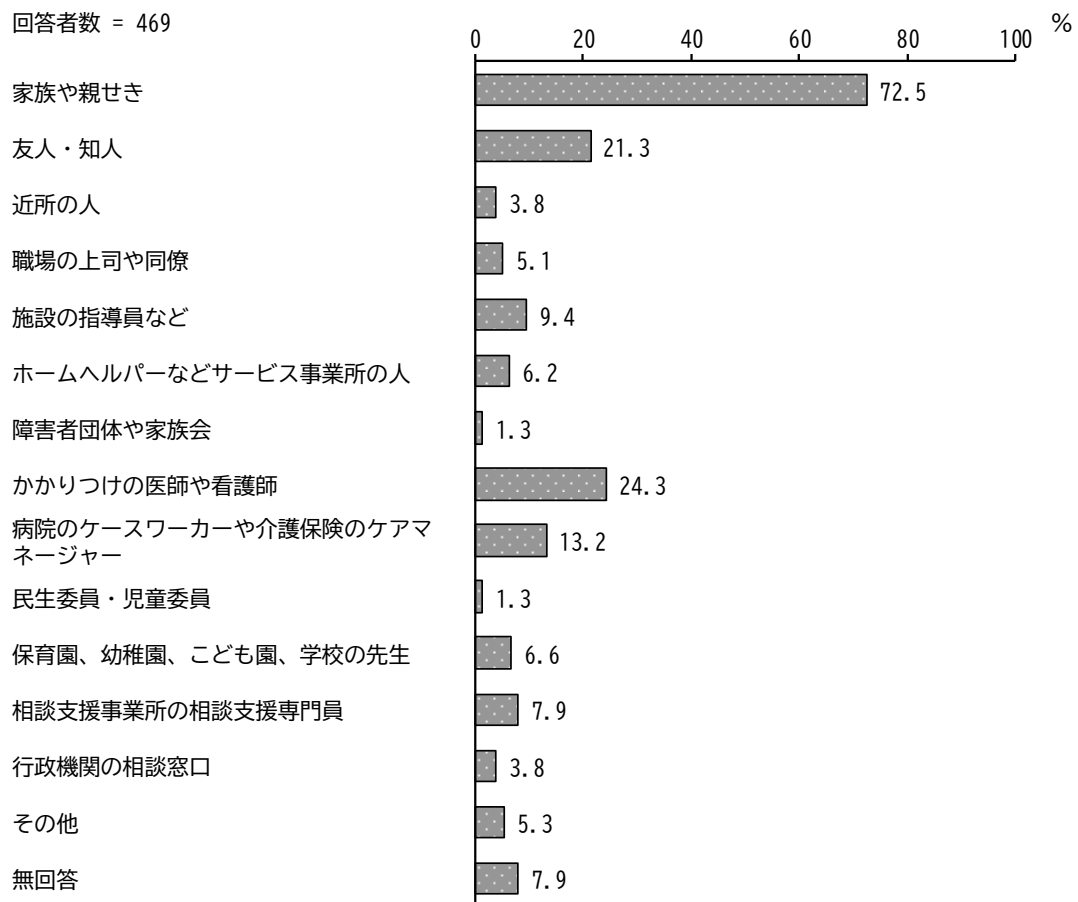
⑫ 生活で困っていることや不安に思うことについて

「自分の健康や体力に自信がない」の割合が32.4%と最も高く、次いで「特に困っていることや不安に思うことはない」の割合が23.0%、「将来にわたる生活の場(住居)または施設があるかどうか」の割合が19.6%となっています。



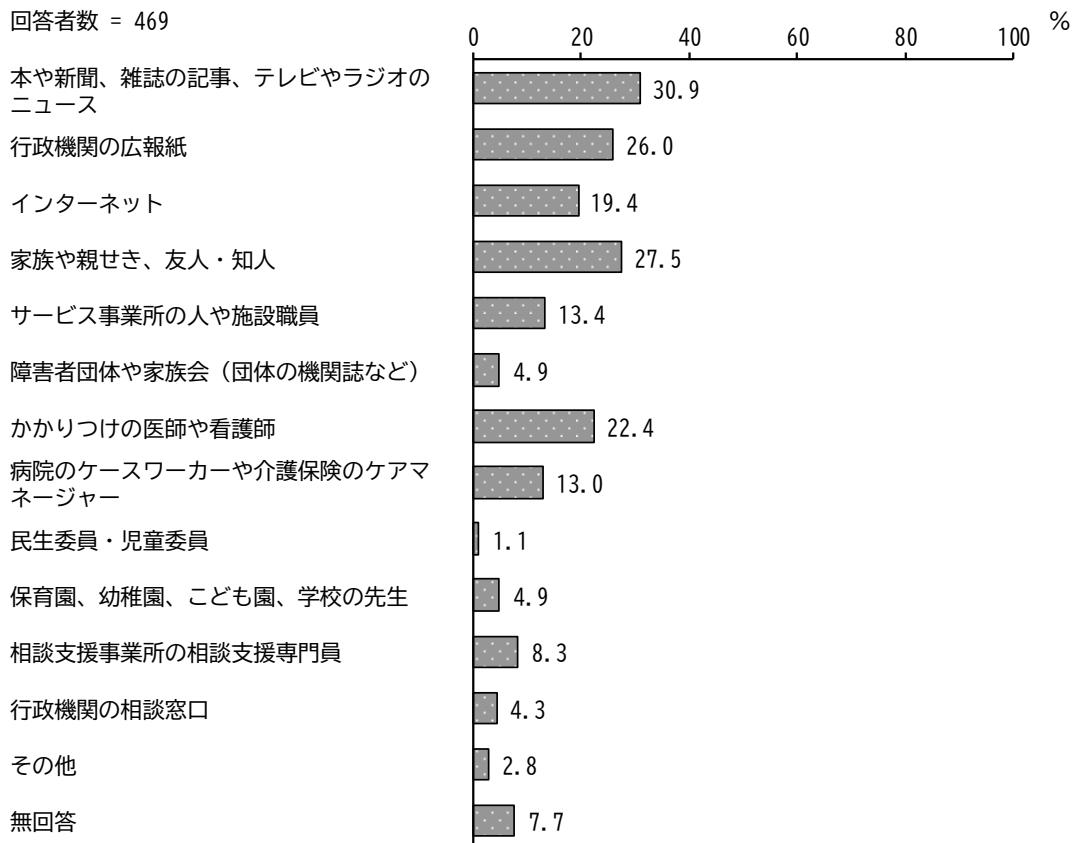
⑬ 悩みや困ったことを相談する相手について

「家族や親せき」の割合が72.5%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」の割合が24.3%、「友人・知人」の割合が21.3%となっています。



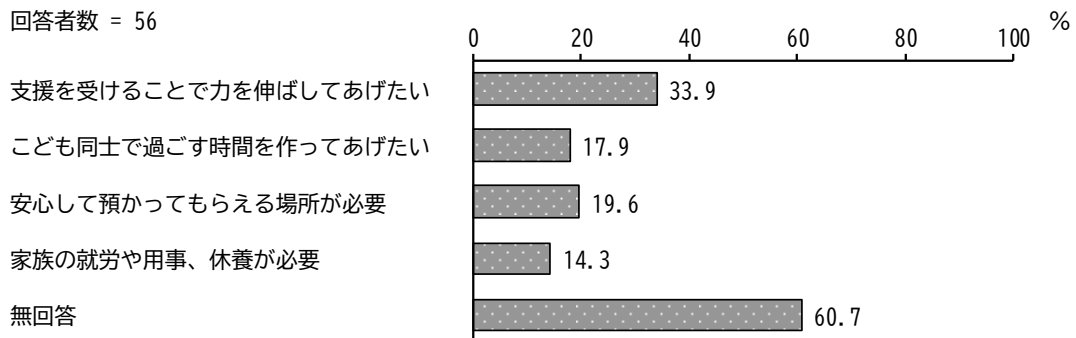
⑭ 障害のことや福祉サービスなどに関する情報を知る方法について

「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」の割合が30.9%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」の割合が27.5%、「行政機関の広報紙」の割合が26.0%となっています。



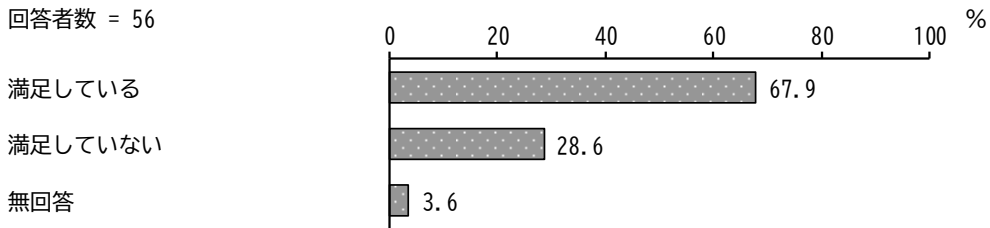
⑮ 放課後等デイサービスを利用する目的について

「支援を受けることで力を伸ばしてあげたい」の割合が33.9%と最も高く、次いで「安心して預かってもらえる場所が必要」の割合が19.6%、「こども同士で過ごす時間を作ってあげたい」の割合が17.9%となっています。



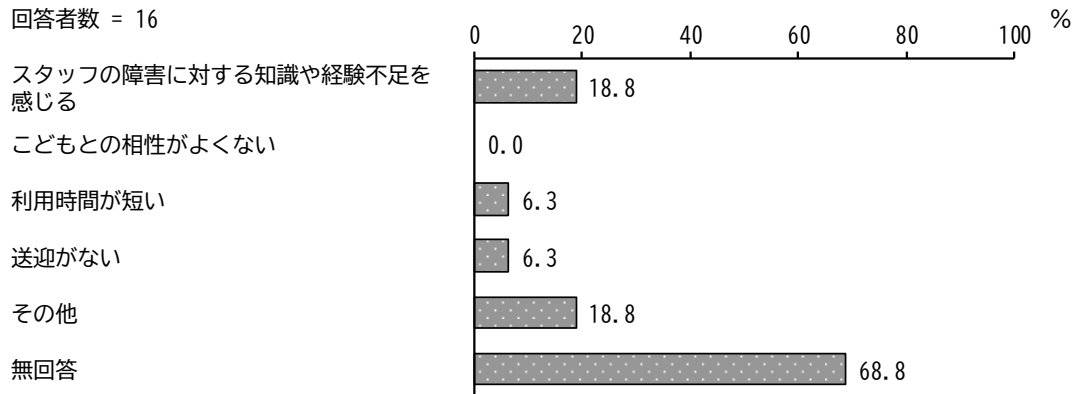
⑩ 利用の満足度について

「満足している」の割合が67.9%、「満足していない」の割合が28.6%となっています。



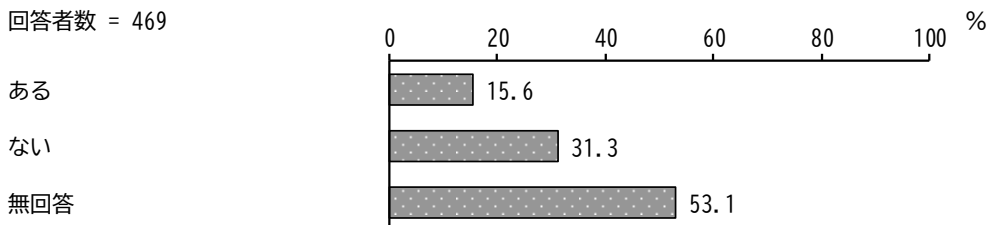
⑪ 満足していない理由について

「スタッフの障害に対する知識や経験不足を感じる」の割合が18.8%と最も高くなっています。



⑫ 現在利用していないが、今後3年以内に利用したいサービスはあるかについて

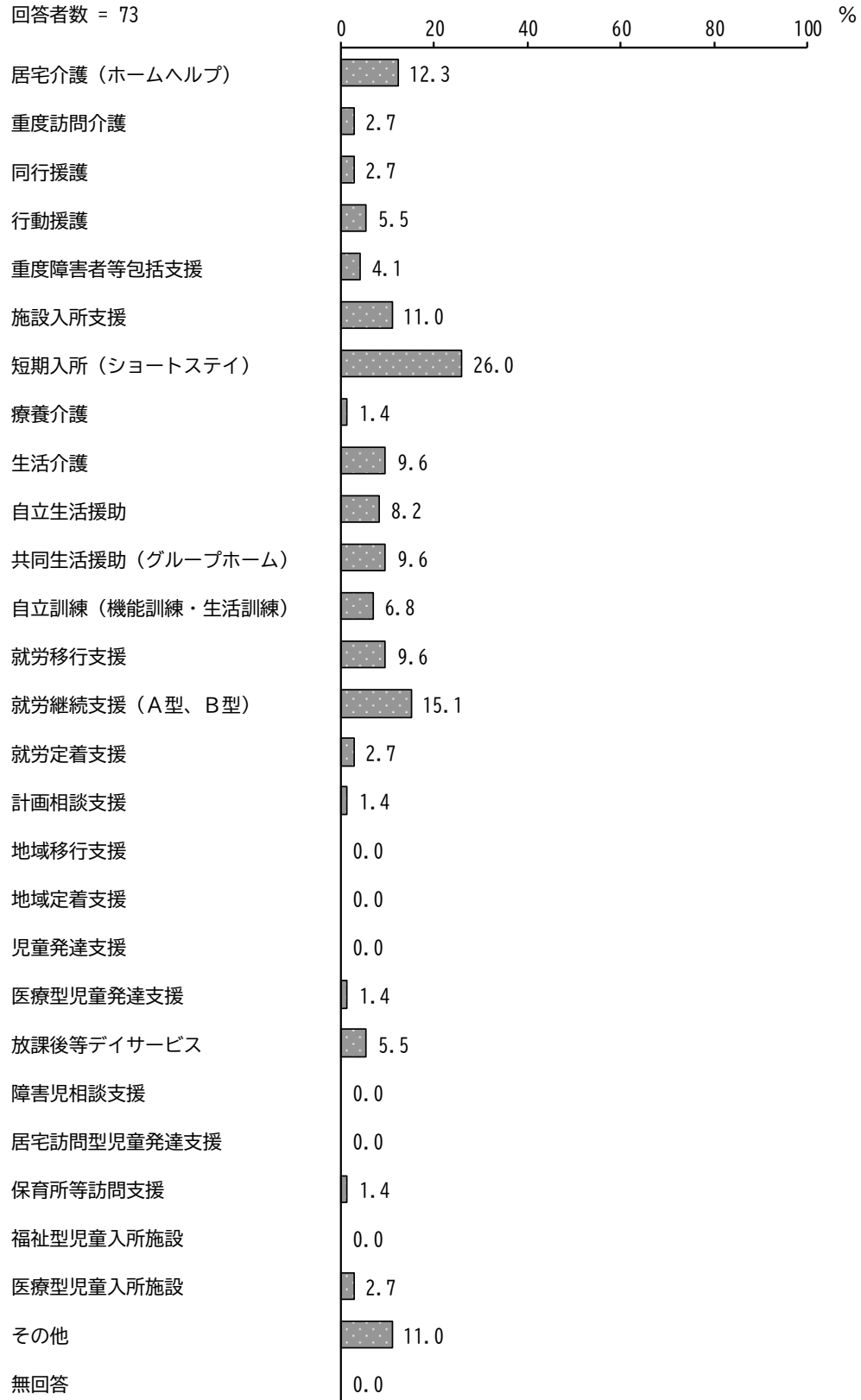
「ある」の割合が15.6%、「ない」の割合が31.3%となっています。



⑱ 現在利用していないが、今後3年以内に利用したいサービスについて

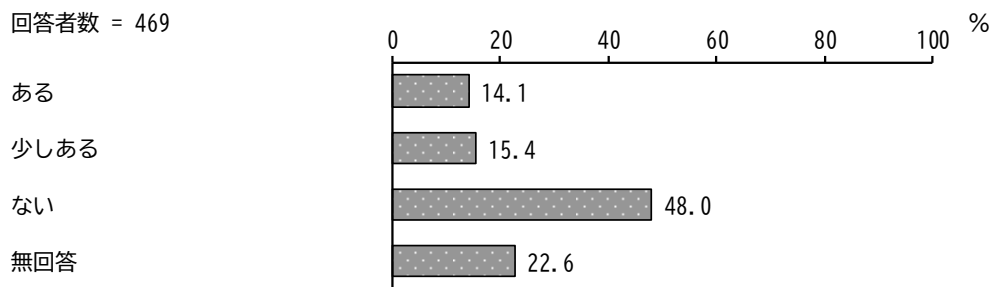
「短期入所（ショートステイ）」の割合が26.0%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」の割合が15.1%、「居宅介護（ホームヘルプ）」の割合が12.3%となっています。

回答者数 = 73



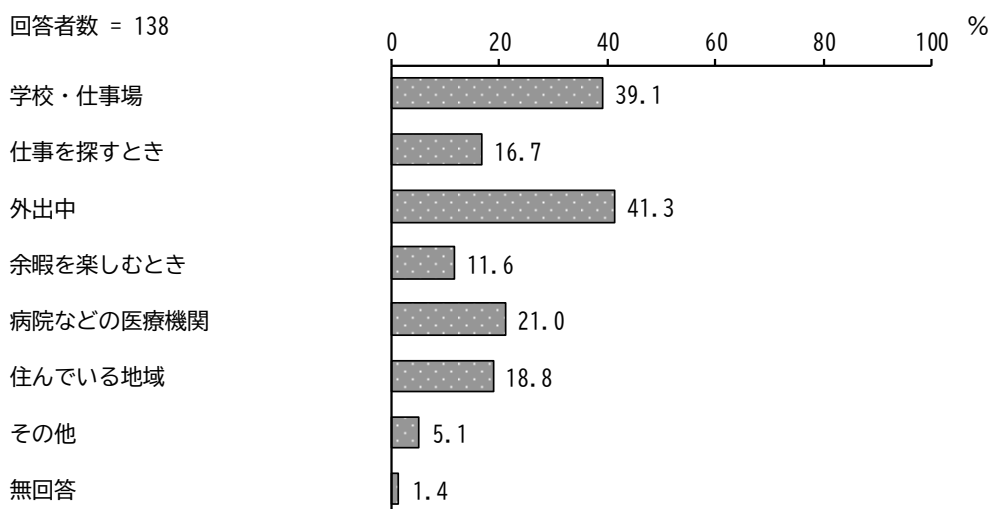
⑳ 障害があることで差別や嫌な思いをしたがあるかについて

「ない」の割合が48.0%と最も高く、次いで「少しある」の割合が15.4%、「ある」の割合が14.1%となっています。



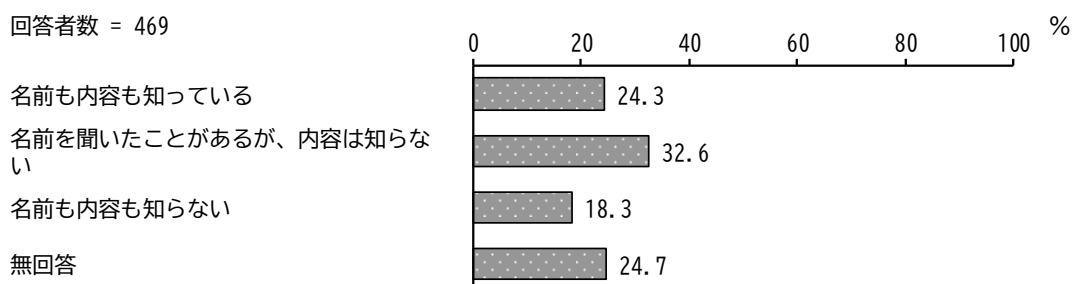
㉑ 差別や嫌な思いをした場所について

「外出中」の割合が41.3%と最も高く、次いで「学校・仕事場」の割合が39.1%、「病院などの医療機関」の割合が21.0%となっています。



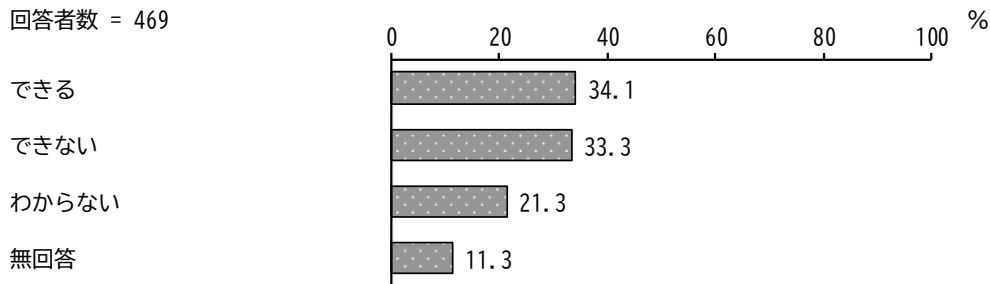
㉒ 後見制度を知っているかについて

「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」の割合が32.6%と最も高く、次いで「名前も内容も知っている」の割合が24.3%、「名前も内容も知らない」の割合が18.3%となっています。



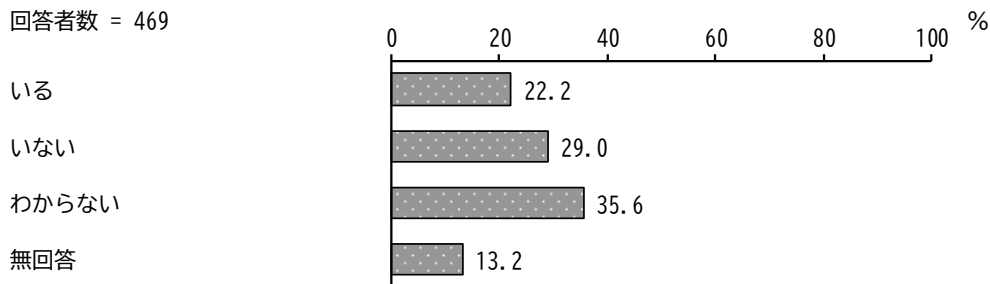
②③ 災害時に一人で避難できるかどうかについて

「できる」の割合が34.1%と最も高く、次いで「できない」の割合が33.3%、「わからない」の割合が21.3%となっています。



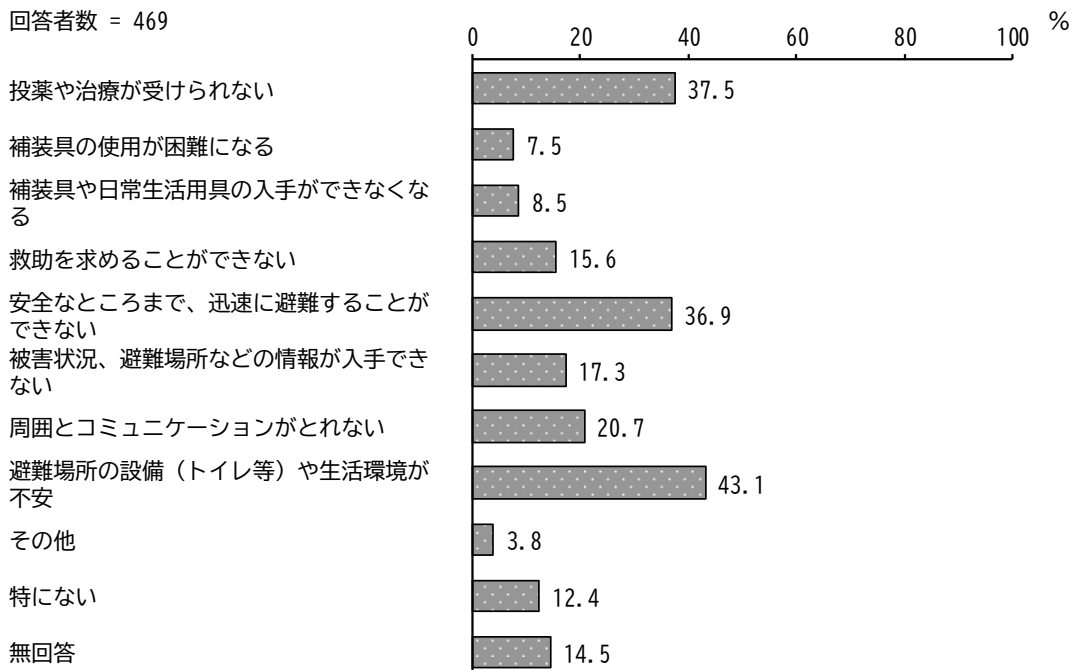
②④ 近所に助けてくれる人がいるかどうかについて

「わからない」の割合が35.6%と最も高く、次いで「いない」の割合が29.0%、「いる」の割合が22.2%となっています。



②⑤ 災害時に困ることについて

「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」の割合が43.1%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」の割合が37.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」の割合が36.9%となっています。



8 課題のまとめ

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進について

① 広報・啓発活動の推進

○今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行う必要があります。

② 権利擁護の推進

○成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。

○障害のある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことも必要です。

○アンケート結果から、成年後見制度について約半数の方が知らないと回答していることから、今後も制度について周知を行い、利用を支援していく必要があります。

○関係者や市民に対し、より一層の意識の向上や制度の周知を行い、利用を支援していく必要があります。

③ 福祉教育の推進

○幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障害のある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図る必要があります。

(2) 生活支援と保健・医療の充実について

① 在宅・日中活動支援の充実

○福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や短期入所などのサービスを充実させることが求められています。

○地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、各種福祉サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

② 居住の場の整備・確保

○障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくため、住環境のバリアフリー化を推進していく必要があります。

- 親亡き後の地域での生活拠点として、また、入所施設からの地域移行という動向を踏まえ、グループホームの整備についても促進していく必要があります。
- 精神障害がある方の地域移行を進めるにあたっては、入院患者の状態像や入院期間に応じた動きに関するきめ細やかな分析を進め、それに応じた対策を丁寧に講じる必要があります。

③ 医療・リハビリテーションの充実

- 住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。また、障害のある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることも予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。
- 精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。
- 難病患者の状況把握や支援について、可能な範囲で県との情報共有を図りながら、難病患者及び家族に対する支援体制を整備する必要があります。

(3) 自立と社会参加の促進について

① 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

- 障害のある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図る必要があります。

② 就労支援と就労の場の確保

- 一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。
- 障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

③ 地域交流の推進

- 身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

④ボランティア活動の推進

- 障害のある人とない人がお互いに理解し合い、ともに生きる社会をつくっていくために、障害のある人とない人が交流する機会が求められています。そのためには、地域で福祉活動に参加できる人材を支援していくことが必要であり、ボランティアの確保が必要です。
- 地域のボランティア活動について、参加したい意欲のある方に対し、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

(4) 教育・療育体制の整備について

① 療育体制の充実

- 乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

② 障害の特性に応じた教育の推進

- 特別な支援が必要な子ども、とりわけ発達障害等の特性を有する子どもについての支援は、保育園・幼稚園・認定こども園や学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点に立って、乳幼児期から切れ目のない一貫した支援が必要です。
- 医療的ケア児等の多様なニーズに応えられる教育環境の整備や、一人ひとりの特性に合わせた合理的配慮を行える就学環境づくり、教職員の資質の向上が課題となっています。
- 完全にバリアフリーになっている学校は、まだ少ない現状です。配慮が必要な児童・生徒に対応すべく階段昇降機（エレベーター）の設置、多目的トイレの設置等、環境整備が今後の課題となっています。

(5) 安全・安心な生活環境の確保について

① バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

○障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

② 障害者に配慮した防災・防犯対策等の推進

○近年大きな災害が発生していないため、市民の防災意識が低い傾向にあり、今後も継続して、多様な手段を通じた防災意識の普及が必要です。

○避難に際して、情報の受取りや自力避難が困難な障害のある人に対し、安否確認や避難誘導が円滑に行われるよう、福祉専門職等の協力体制の構築も必要となります。

○災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害のある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

○大規模災害時には福祉避難所の受入人数に不足が生じる可能性が高いため、新たな福祉避難所の確保が必要です。

○福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

○日頃から障害のある人に対する防犯知識の普及、支援体制の充実など、障害特性に応じた配慮や対策が必要であり、障害者や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等が連携・協力して地域の見守りを活性化することにより、地域における防犯対策を推進する必要があります。

○障害のある人が地域で暮らすに当たり、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることで、被害者になるだけでなく加害者となる危険性があります。

○障害のある人が犯罪やトラブルに巻き込まれたとき、本人がそのことに気づきにくいことや、誰にも相談しないことから、さらに被害が拡大する恐れがあります。

(6) 総合的な支援体制の充実について

① 相談支援体制の充実

○障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

② 情報提供体制の充実

○ろう者に対し、適切な支援に繋ぐために、専任手話通訳者によるアウトリーチ（訪問）や相談支援、専門機関との連携が不十分といった課題があります。

○それぞれの障害によって情報収集先が異なることに配慮し、情報発信においてもこれら関係機関との連携が必要と考えられ、障害のある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めるとともに、情報の内容や情報提供窓口の充実を図ることが必要です。

○聴覚障害について正しく理解していただくための啓発活動が必要です。

○視覚障害のある人に対し、プライバシーに関する文書は読んでもらいたくないという方や、高齢に伴い目が不自由になった場合に点字が読めない方がいる等の課題があります。

③ 関係機関による総合的な支援ネットワークの構築

○障害のある人とその家族が社会から孤立し、相談につながらないケースがあります。障害のある人がいる家庭では、介助者の高齢化や子どもが介護を担っているヤングケアラーの問題など、行政中心の取組だけでは、様々な面で、対応に限界が見られるようになっており、今後は、福祉サービスの提供に加え、地域全体で見守る仕組みが必要です。

1 基本理念

本市の将来像は「誰もが行ってみたい、住み続けたいまち～たまので育つ、TAMANOが育つ～」を掲げ、「まちが人を育て、人がまちを育てる。」そうした好循環を生み出し、誰もが見てみたい、行ってみたい、いつまでも住み続けたいと感じられる、将来にわたって魅力的なまちを目指しています。

この将来像の実現に向けて、障害福祉分野では、障害の有無にかかわらず、安心して社会に参加できるまちづくりを進めています。

本計画の基本理念については、これまでの障害者福祉の取り組みとの連続性、整合性から、玉野市障害者基本計画（第3次）、玉野市障害福祉計画（第6期）、玉野市障害児福祉計画（第2期）の理念「健やかで安全・安心に暮らせるまち」を引き継ぐものとします。

この基本理念に基づき、障害者が「自分らしく」自立した生活を送り、そして障害のない人も相互に尊重し、支え合いながら、ともに「いきいき」暮らせるまちを創り、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、障害者を含む多世代が活躍できる生涯活躍のまちづくりをめざします。

【 基 本 理 念 】

健やかで安全・安心に暮らせるまち

2 基本方針

(1) 差別の解消及び権利擁護の推進

年齢や障害の有無等にかかわらず、地域社会における相互理解の促進を図り、共に助け合いながら暮らしていく共生社会の実現を目指し、ノーマライゼーション理念の普及・啓発に努め、差別の解消と相互理解を促進します。また、障害者団体、ボランティア、NPO等との連携を図り、障害のある人がいきいきと生活できる環境づくりを推進します。さらに、権利擁護支援や成年後見制度の利用を促進します。

(2) 生活支援と保健・医療の充実

自立した生活を送るために、利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの充実を図り、障害のある人すべてに対して豊かな地域生活の実現に向けた体制の確立に努めます。

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう提供体制の充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

また、障害の起因となる生活習慣病についての対策、疾病の予防、早期発見、母子保健の充実に努めます。

(3) 自立と社会参加の促進

スポーツ・文化活動への参加を通じて、心身の健康づくりや生きがいづくり、地域との交流を図り、気軽に参加できる活動の場の充実に努めます。

また、障害のある人の多様な可能性を最大限に活かし、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、関係機関等との連携に努め、就労の場の確保、就職の意向確認、就労後のフォローなど、就労を支援する体制を整備します。

(4) 教育・療育体制の整備

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障害のある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

(5) 安全・安心な生活環境の確保

障害のある人もない人も、だれもが安心して地域で暮らせるように、バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。

災害時や緊急時の障害者への情報提供や安全確保について、庁内関係課や関係機関との連携を強めます。避難所において、障害の状態や障害特性に応じた配慮を行います。また、地域における防犯対策の充実に努めます。

(6) 総合的な支援体制の充実

障害の程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるような相談や支援を行い、障害のある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

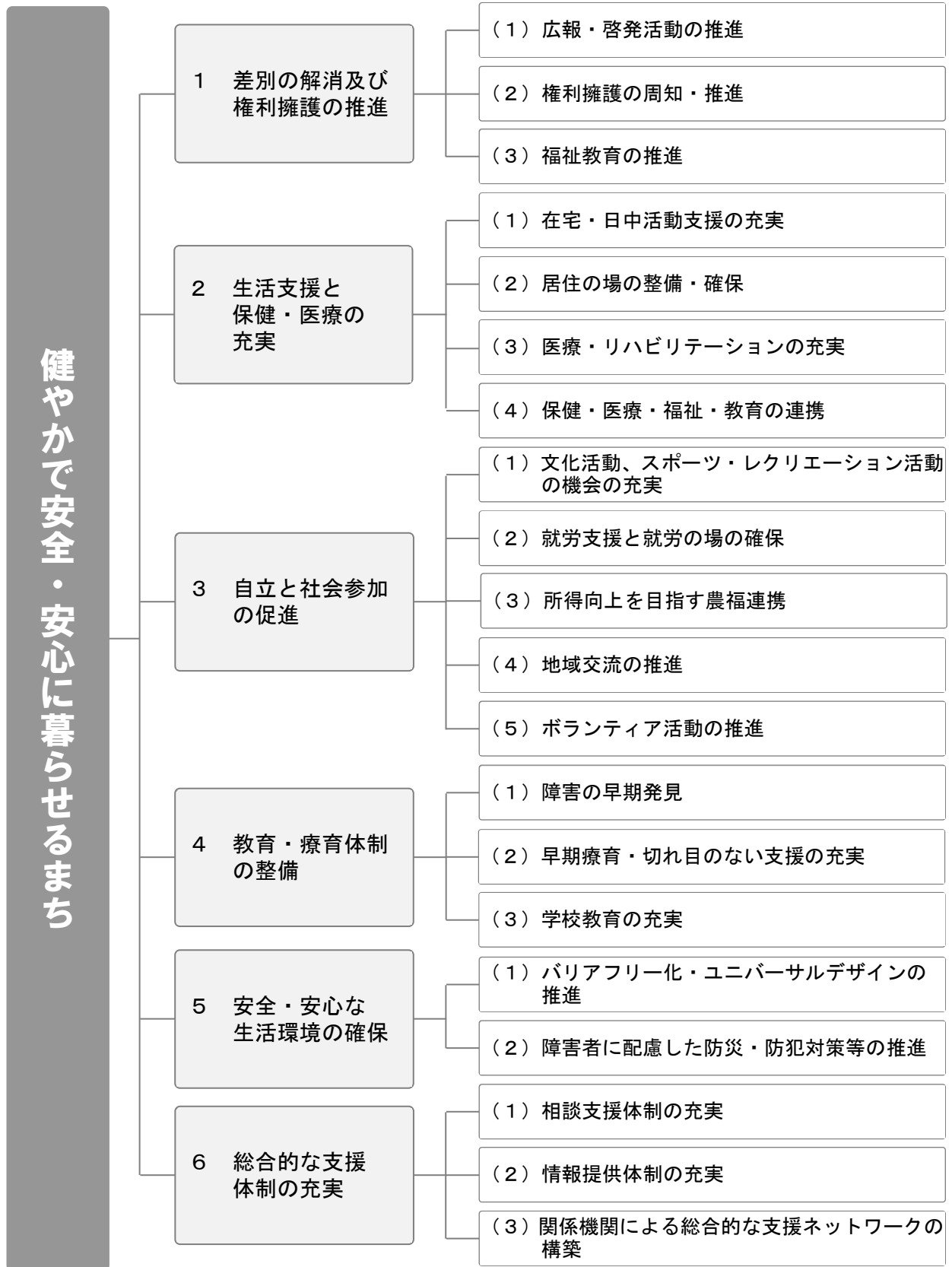
ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制確保に努めます。

3 計画の体系

[基本理念]

[基本方針]

[基本施策]



基本方針 1 差別の解消及び権利擁護の推進

1 広報・啓発活動の推進

【現状と課題】

共生社会を実現するためには、障害や障害のある人に対する理解を深め、「心の障壁（バリア）」を取り除かなければなりません。また、障害のある、なしにかかわらず、それぞれがかけがいのない命を持った一人の人として尊重されなければなりません。

アンケート調査の結果によると、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことが「少しある」が 15.4%、「ある」が 14.1%となっており、特に知的障害で「ある」「少しある」の割合が高くなっています。

また、どのような場所で差別や嫌な思いをしたかについて、「外出中」が 41.3%と最も高く、次いで「学校・仕事場」が 39.1%、「病院などの医療機関」が 21.0%となっています。

市では、「広報たまの」やホームページ等を活用し、障害への理解を促進しています。また、イベント、各種講座等を通じ、障害のある人への差別解消や合理的配慮に関して、意識啓発を図っています。

しかし、障害や障害のある人に対する理解不足や差別、偏見は依然として存在しており、今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障害への理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行う必要があります。

【目標】

○障害者への周囲の理解を深める

【施策】

(1) 広報紙等による広報・啓発活動の充実

社会のあらゆる場面において、障害を理由とする差別の解消を進めるためには、市や障害者団体等の取り組み主体と連携を図り、市民全体の幅広い理解へつなげることが大切です。

また、障害のある人がどのようなことに困っているのか、自分たちにできることは何か、市民一人ひとりが考え行動することができるよう、子どもの頃からの福祉教育に力を入れていくことも重要です。

今後、「広報たまの」やイベント、ホームページ、ポスターなどの媒体を活用し、障害のある人に対する正しい理解の促進を図ります。また、市ホームページなどを活用して、障害者福祉に関するイベントの内容を広報するなど、より効果的な啓発の方法についても検討し、理解の促進を図ります。

(2) 人権啓発の推進

岡山地方法務局や人権擁護委員等と連携・協力し、市内の小学校にて「人権の花運動」「人権スポーツふれあい教室」など、子供たちに思いやりの大切さ、生命の尊さを学んでもらう事業を開催するとともに、たまの港フェスティバルや人権週間における啓発活動など、人権意識の高揚を図るため、幅広く啓発活動の実施に努めます。

(3) 啓発活動の促進

ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図るため、「障害者週間」（12月3日～9日）を利用し、市内の障害福祉サービス事業所で生産した生産物品等や活動の様子を写した写真などを展示し、市民の障害者に対する関心と理解を深めるための啓発活動を推進します。また、「人権週間」（12月4日～12月10日）、「障害者雇用支援月間」（9月）の周知を図るとともに、障害者週間に合わせたイベントや障害者への理解を深める行事の開催を支援していきます。

(4) 交流の促進

市が主催する行事にだれもが参加できるように配慮するとともに、障害の有無や種別、程度に関わりなく、ともに集い、理解を深めることができるよう交流の機会や場の提供を推進します。今後も、障害のある人が地域で生活するため、地域のさまざまな活動を通して相互理解を深め、ともに地域づくりを進めていくことを目指します。

2 権利擁護の周知・推進

【現状と課題】

「成年後見制度利用促進法」や「障害者虐待防止法」、「障害者差別解消法」等さまざまな法律が整備され、障害のある人の権利を擁護する体制は整いつつあります。

今後は、成年後見制度等の権利擁護にかかわる制度を活用しながら、本人の意思をできる限り尊重し、その能力を最大限生かして生活を送ることができるよう支援することが必要です。また、障害のある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現に向けて、障害のある人に対する虐待や権利侵害を身近な問題としてとらえ、社会全体で支え合っていくことも必要です。

市では、障害者虐待について、福祉政策課の保健師や関係機関と連携を図りながら迅速な対応に努めています。

権利擁護施策については、障害のある人とご家族、関係者の皆様のご相談を受け付け、本人の意思を可能な限り尊重し、誰もが安心して地域で生活できるよう、生活支援や法的支援の検討を行う「玉野市成年後見支援センター」を、令和3年度に開設しました。また、「たまのなんでも相談会」や、「成年後見入門講座」を開催する等、成年後見制度の普及・啓発にも努めています。

さらに、身寄りがなく、また本人による申立てが困難なほどに判断能力が不十分な場合や、申立てができる親族がいても関与を拒否している場合などは、市長が制度利用の申立を行っています。

しかし、アンケート調査の結果によると、成年後見制度の認知度について、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」と「名前も内容も知らない」が合わせて約5割となっています。

今後は、関係者や市民に対し、より一層の意識の向上や制度の周知を行い、利用を支援していく必要があります。

【目標】

○権利擁護に係る制度・事業の周知と利用を促進する

【施策】

(1) 苦情処理体制づくりの推進

福祉サービス利用者の苦情を受け付け、利用者の不利益の回復とサービスの改善に向けて、相談窓口の充実を図ります。

(2) 日常生活自立支援事業の推進

認知症の高齢者、知的・精神障害者など判断能力が不十分な人に対する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理・財産管理等を行い、在宅生活を支援します。

(3) 権利擁護の推進

成年後見制度や日常生活自立支援事業の普及・啓発を図ります。身寄りがいない等の理由から、成年後見制度を利用することが難しい障害のある人に対しては、必要に応じて市長申立てを行うなど、権利擁護の推進に努めます。

(4) 障害者虐待の予防と対応強化

障害に関する相談窓口について、引き続き周知を図り、虐待防止に向けた市民意識の向上を図るとともに、関係機関と連携しながら、障害のある人の権利や虐待防止への対応、周囲への意識啓発に努めます。

3 福祉教育の推進

【現状と課題】

障害に対する理解を促進するために、障害のある人との交流やふれあいの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが重要です。

本市では、地域と一体となって子どもたちを育成する「地域とともにある学校」づくりを推進し、読み聞かせや授業支援を通して、地域の高齢者等とのふれあいを深めています。

また、まちづくり出前講座のメニューとして、玉野市手話言語条例推進委員会による「手話を学ぶ講座」を設けるなど、福祉教育の充実に努めています。

アンケート調査の結果によると、障害のある人が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切だと思うことについて、「地域の人たちが障害者（児）を受け入れるよう、広報や福祉教育の充実」が23.9%となっており、特に知的障害で割合が高くなっています。

今後も、幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障害のある人の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図る必要があります。

【目標】

○福祉教育の推進を図る

○人権や障害者問題に関する市民の学習機会を増やす

【施策】

(1) 学校教育における福祉教育の充実

コミュニティースクールの取組を推進し、学校が地域社会と連携しながら地域の方との交流活動を更に促進するとともに、障害のある人や高齢者などとの交流や、ふれあい体験などを通じて、子ども達が互いに人間的に成長しあえるような福祉教育を進めていくことが重要であり、子どもの発達段階に応じた取り組みの充実を図っていきます。

(2) 人権教育の推進

児童生徒が人権について主体的に考えることができるよう、児童生徒自身の人権に関する課題意識を出発点に活動を設定するなど、取組の充実を図ります。

(3) 地域における福祉教育の充実

積極的に出前講座の広報をするほか、様々な生涯学習の場において、福祉教育やボランティア活動の体験、福祉に関する講座などを取り入れ、地域における福祉教育の充実を図ります。

(4) 市職員の福祉に対する意識の高揚

市職員の研修に、福祉及び人権に関する研修を積極的に取り入れ、市職員の福祉に対する意識の高揚を図ります。また、障害者差別解消法に基づき、障害のある人に対する差別の禁止及び合理的な配慮を進めるための研修等の確保に努めます。

基本方針２ 生活支援と保健・医療の充実

1 在宅・日中活動支援の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスを受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査の結果によると、現在利用していないサービスで、今後３年以内に新たに利用したいサービスはあるかについて、「ある」が15.6%、「ない」が31.3%となっています。

また、今後３年以内に新たに利用したいサービスについては、「短期入所（ショートステイ）」が26.0%と最も高く、次いで「就労継続支援（A型、B型）」が15.1%、「居宅介護（ホームヘルプ）」が12.3%となっています。

福祉サービスに対する多様なニーズが見られる中、障害のある人の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、居宅介護や短期入所などのサービスを充実させることが求められています。

また、地域移行も踏まえて多様化するニーズに対応するため、各種福祉サービスについて周知を図り、質・量ともに充実させていくことが必要です。

【目標】

- 「障害福祉計画」に掲げる各指定障害福祉サービスや地域生活支援事業の整備目標を達成する

【施策】

(1) 訪問系サービスの充実

障害のある人が、地域で安心して生活し続けられるよう障害者総合支援法に基づく「居宅介護（ホームヘルプ）」等の障害支援区分に応じたサービスの提供に努め、これらのサービスを充実させることで、介護者の負担軽減等を図ります。

●訪問系サービスの内容

居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 日中活動系サービスの充実

障害のある人が地域の中で自立した生活を送り、社会参加活動を行うことができるよう、さまざまな日中活動の場を確保するよう努めます。また、日中活動の場の確保だけでなく、引きこもりなどの問題が生じないよう地域や関係機関等と連携しながら、障害のある人が地域と交流できるよう支援を行います。

●日中活動系サービスの内容

生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、児童発達支援、放課後等デイサービス、短期入所

(3) 地域生活支援事業の充実

障害のある人が自立した社会生活や日常生活を営めるよう、スポーツや文化・芸術活動などの社会参加を促進することを含め、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえた事業を実施します。

(4) 地域活動の場の確保

創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターなどの充実を図ることで、多様な形態での活動の場づくりや環境整備に努めます。

(5) 日常生活用具等の支援の充実

福祉機器は、身体の手帳キャップを補うだけでなく、移動手段、コミュニケーションの手段、危険を回避する手段として、その役割は重要です。市では、補装具費の支給等を行うことで、障害者のある方の日常生活の便宜を図っており、今後も障害のある人の日常生活を容易にするための支援として、補装具費の支給・日常生活用具給付等事業・福祉機器リサイクル事業等を実施します。

(6) 各種福祉手当の支給

障害のある人が安心して生活するためには、経済的に安定していることが重要です。今後も、特別障害者手当や障害児手当等、各種福祉手当の支給により、障害のある人の個々の状況に応じた利用を促進します。また、受給資格者に対して不利益が生じないよう、障害者のしおり等により、手続きに関し適切な情報提供を行います。

(7) 各種助成制度等の実施

手帳の新規取得者等に各種助成制度を案内するとともに、「障害者のしおり」等により必要とされる方が制度を利用できるよう周知を図るとともに、障害のある人に対する税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度の周知を行い、経済的負担の軽減を図ります。

2 居住の場の整備・確保

【現状と課題】

障害のある人の自立した地域生活を支援するためには、住まいの場を提供することが不可欠です。特に、知的障害や精神障害のある人にとっては、暮らしの拠点を確保することが地域移行を支援・促進する上で重要となります。

アンケート調査の結果によると、現在どのように暮らしているかについて、「家族と暮らしている」が71.9%と最も高く、次いで「一人で暮らしている」が16.6%となっています。また、今後3年以内にどのような暮らしをしたいと思うかについて、「家族と一緒に生活したい」が65.5%と最も高く、次いで「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が13.9%となっています。

また、希望する暮らしを送るためには、どのような支援があればよいかについて、「経済的な負担の軽減」が53.3%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」、「相談対応等の充実」が30.7%となっています。

今後は、障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくため、住環境のバリアフリー化を推進していく必要があります。

また、親亡き後の地域での生活拠点として、また、入所施設からの地域移行という動向を踏まえ、グループホームの整備についても促進していく必要があります。

精神障害がある方の地域移行を進めるにあたっては、入院患者の状態像や入院期間に応じた動きに関するきめ細やかな分析を進め、それに応じた対策を丁寧に講じる必要があります。

【目標】

- 「障害福祉計画」に掲げる居宅系サービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) 施設から地域生活への移行の支援

相談支援事業所に対する助言等の支援を行うことで、相談支援専門員の質の向上を図り、地域生活希望者に対して、住居や就労、各種サービスに関する情報提供を行います。

また、医療機関や玉野市障害者総合支援協議会（精神保健福祉部会）との連携のもと、施設入所者や入院中の障害のある人に対して地域移行を進める事業（地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助）を推進します。

(2) 居住系サービスの充実

障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活していくために、生活の拠点となるグループホームなど障害のある人の地域生活を支援するための居住系サービスの確保・充実を促進します。

地域でのグループホーム等の設置・運営をはじめ、地域移行においては近隣住民の障害のある人に対する理解が重要となるため、様々な機会を捉えて地域での理解と支え合いの促進に努めます。

(3) 住宅改造費の助成

身体に障害のある人で、居宅での生活に支障のある方の日常生活における利便を図るため、住宅改修費用の助成制度を推進し、より多くの方が利用できるよう制度の周知に努めます。

3 医療・リハビリテーションの充実

【現状と課題】

障害を軽減し、障害のある人の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることは重要です。

市では、玉野市在宅医療・介護・権利擁護連携推進部会を中心に在宅医療体制の構築に向けて、地域医療のネットワークづくりに努めています。また、県の心身障害者医療費公費負担制度により、重度の身体障害や知的障害のある人について、医療費の自己負担部分の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

アンケート調査の結果によると、現在医療的ケアを受けている人が2割半ばとなり、現在受けている医療的ケアについて、「服薬管理」が39.0%と最も高く、次いで「透析」が16.3%、「ストマ（人工肛門・人工膀胱）」が10.6%となっています。

外出する目的については、「訓練やリハビリに行く」が14.5%となっており、平日の日に「リハビリテーションを受けている」が2.6%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。また、障害のある人の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることも予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

精神疾患については、正しい知識を持つことで、発病を予防し、初期の段階で気づき早期に医療につなげることが重要です。精神障害のある人が地域で健康な生活を送ることができるよう、自立支援医療の給付により、医療費負担の軽減を図っていますが、受給者は年々増加傾向にあります。

今後、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する必要があります。

難病患者への療養支援については、県が相談窓口となり、必要な制度や手続きの対応を行っていますが、市職員に難病であることを知られたくない患者が多く、直接的に難病患者の状況把握や支援を行いにくいといった課題があります。今後、可能な範囲で県との情報共有を図りながら、難病患者及び家族に対する支援体制を整備する必要があります。

【目標】

- 保健・医療・福祉の連携強化による在宅療養者の総合的な支援に努める
- 日常生活機能を高めるリハビリテーションの充実を図る

【施策】

（１）医療体制の整備

障害者の包括ケアシステム構築に向けて医師会や歯科医師会をはじめ関係機関との連携に努め、市民が必要な時に適切な治療を受けられるように、診療機能の向上を働きかけるとともに、市内の医療機関や保健福祉サービスの関係機関等による地域医療のネットワークづくりを推進します。

（２）重度心身障害者医療費の助成

県の心身障害者医療費公費負担制度により、重度心身障害者に対して、医療費の一部を助成することにより、その保健の向上に寄与し、福祉の増進を図ります。これについては、精神障害のある人を心身障害者医療費公費負担制度の対象とするよう求める声があるため、県に対し、対象者を拡充するよう、市長会を通じて要望していきます。

（３）自立支援医療費の支給

18歳以上の身体障害者手帳を有する人を対象として、心身の障害の除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減します。（更生医療）

また、精神疾患により継続的に通院を要する人を対象として、指定医療機関における通院医療費の自己負担額を軽減します。（精神通院医療）

（４）難病患者等への支援

市と県が連携を図りながら、生活の質の向上のために必要な福祉サービスや介護サービスの利用につなげる支援を行います。難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の整備に努めます。

(5) 歯科診療体制の充実

玉野市在宅医療・介護・権利擁護連携推進部会で訪問口腔ケアの推進について、歯科医師会を始め関係機関と情報共有を図りながら、通院が困難な障害のある人への診療体制の構築に努めます。また、発達障害等で受診行動が困難な障害者（児）への口腔ケアの対応についても、歯科医師会と連携しながら、診療体制の整備に努めます。

(6) リハビリテーション体制の充実

障害により、身体機能が低下した人が自立して日常生活を続けられるために、身近な場所でリハビリテーションを受けることができるよう医療機関や訪問看護ステーションとの連携を推進します。

4 保健・医療・福祉・教育の連携

【現状と課題】

医療技術の進歩等を背景として、新生児集中治療室（NICU）等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な障害児（医療的ケア児）が増加しています。

医療的ケアが必要な子どものケアや健康管理等、看護を主に家族が担っており、慢性的な疲労がたまっている現実があります。このため、家族の心身の負担を軽減することや家族への支援の充実が求められています。しかし、医療的ケアに対応した社会資源や人材不足により、適切な支援を提供できていない現状です。

また、医療的ケア児等が地域で安心して暮らしていくためには、看護師をはじめとする専門的な対応ができる支援者や、ライフステージに応じた支援体制の整備、様々な関係機関による連携が必要です。

今後、医療的ケア児やその家族が住み慣れた地域で安心して生活していくためには、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の各関係機関が連携を図るための体制づくりも必要です。

【目標】

○医療的ケア児に対する体制づくりの構築を進める

【施策】

(1) 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための体制づくり

医療が必要な障害児等において保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることや、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置などの体制づくりを進めます。

(2) コーディネーターの配置及び活用

医療的ケア児に対する関係分野の支援を調整するコーディネーターについては、岡山県において開催される医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修が行われる際、市内の事業者にも所属の相談支援専門員等の対象となる者に周知し、研修受講者を募り増員を図ります。

また、先進自治体の取組等を調査研究し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、コーディネーターを配置している事業者や関係機関と連携しながら、安定した相談支援体制の整備に向けて、玉野市障害者総合支援協議会（こども部会）において、コーディネーターの活用方法等について検討していきます。

(3) 医療的ケア児の受入体制の整備促進

医療的ケア児・者が在宅で生活を送るために、身近な地域でサービスを利用できるよう環境整備を推進します。

基本方針3 自立と社会参加の促進

1 文化活動、スポーツ・レクリエーション活動の機会の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域でいきいきとした生活を送るために、本人がもつ能力を最大限に生かせるよう支援することが重要です。文化活動やスポーツ・レクリエーション活動は、障害のある人の生活を豊かにし、障害のある人とない人との交流の機会にもつながります。

アンケート調査の結果によると、外出する目的について、「趣味やスポーツをする」が13.6%となっています。

本市では、障害者週間に合わせ市内の障害福祉サービス事業所で生産した生産物品等や活動の様子を写した写真などを展示し、市民の障害のある人に対する関心と理解を深めるなど、障害のある人及び障害者団体の芸術・文化活動の振興に努めています。

また、コロナ禍により障害者スポーツ大会を開催することができなかった年もありましたが、令和5年度には障害者スポーツ大会をレクセセンターで開催し、障害のある人が、楽しく体を動かし交流を深めることができました。

社会参加の促進は、障害のある人の生きがいづくりや余暇活動の向上という観点だけでなく、潜在的な能力開発や交流機会の創出にもつながるため、引き続き取り組む必要があります。

障害のある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障害のある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが必要です。今後も、多様な交流機会づくりに努め、障害のある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図る必要があります。

【目標】

○障害のある人が気軽に参加できる芸術・文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を増やす

【施策】

(1) 活動・発表の場の拡大

障害者週間に合わせた作品展示等を継続して実施し、多くの障害者が参加できる作品展等の充実に努めるとともに、障害のある人及び障害者団体の芸術・文化活動の振興に努めます。

(2) 余暇活動への支援

障害のある人に対するレクリエーション事業や各種施設使用料の減免など余暇活動への支援促進を図ります。

(3) スポーツ・レクリエーションの振興

障害の種別や程度にかかわらず、障害のある人が自身の健康維持や体力づくりに取り組み、また、積極的な社会参加を促進するため、障害者スポーツクラブへの活動支援等、障害者スポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

(4) スポーツ大会の開催

健常者、障害のある人とその家族がともにスポーツに参加できるよう、行政の関係課や社会福祉施設等と連携して交流大会を開催するなど、障害のある人の社会参加機会の拡大を図ります。

2 就労支援と就労の場の確保

【現状と課題】

障害のある人の自立にとって、就労は社会とのつながりや経済的な面からも重要です。就労意欲のある障害のある人の適性と能力に応じた働き方ができる多様な就労の場を確保する必要があります。

ハローワークでは、障害者就職面接会を実施し、就労に結びついています。一方、障害者トライアル雇用の利用が少数にとどまり、雇用の促進が課題になっています。

アンケート調査の結果によると、平日の日中を主にどのように過ごしているかについて、「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている」が16.2%、「福祉施設、作業所等に通っている（就労継続支援A型も含む）」が9.2%となっています。特に知的障害で福祉施設、作業所等に通っている割合が高くなっています。

勤務形態については、「パート・アルバイト等の非常勤職員、派遣職員」が38.2%と最も高く、次いで「正職員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が35.5%、「自営業、農林水産業など」が13.2%となっています。

障害者の就労支援として必要だと思うことについては、「職場の障害者理解」が39.9%と最も高く、次いで「職場の上司や同僚に障害の理解があること」が39.0%、「通勤手段の確保」が34.5%となっています。

今後、障害福祉サービスの就労移行支援等のサービスを活用しながら、一般企業による雇用の促進や就労定着に向け、就労環境の改善や企業内での障害への理解の促進に積極的に取り組んでいく必要があります。

一般就労が困難な障害のある人に対しては、福祉的就労や多様な就労の場の提供と福祉的就労の底上げによる賃金向上に向けた取組を推進する必要があります。

障害のある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障害の特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。

【目標】

- 「障害福祉計画」に掲げる就労移行・就労支援のためのサービスの整備目標を達成する

【施策】

(1) 「障害者雇用支援月間」の啓発

毎年9月の障害者雇用支援月間では、ハローワークと連携を図りながら、障害者雇用の促進を図るための啓発活動を行います。

(2) 関係機関との連携による相談機能の充実

就労を希望する障害のある人やその家族から相談があった場合には、岡山障害者就業・生活支援センターや福祉政策課の相談支援員が、ハローワーク等の関係機関と連携し、就労を希望する方に対して情報提供を行います。関係機関と情報を共有化し、共通認識を持つことで連携を図り、円滑な就職に導いていきます。また、就労支援だけでなく、必要に応じて相談支援専門員による生活面のサポートも行いながら、障害のある人が安心して自立した生活を継続できるよう、就労支援に取り組んでいきます。

(3) 障害者雇用の情報提供及び啓発

玉野市雇用対策協定に基づき、市と労働局から構成される「玉野市雇用対策協定運営協議会」において、障害者雇用を進めていくために、障害のある人が、どのような仕事を行うことが適しているのかについて等の検討を行うとともに、障害者雇用に関わる現状、課題、方向性を取りまとめます。

企業側に、障害のある人を雇用したときの事業者への助成や税制上の優遇措置、通勤や職場で働きやすい環境への整備の助成について企業へ情報提供を行います。

具体的には、企業にハローワークの求職情報の提供、ハローワークと市の連携による同行紹介を強化することにより、求人・求職ニーズのマッチング支援と、関係機関との連携による就労を通じた地域社会への参画促進を図ります。

(4) 就労支援の充実

令和7年度からは、新たに障害福祉サービスの「就労選択支援」が追加されるため、これを活用しながら、企業への就労を希望する障害のある人と支援者が一緒に就労アセスメントをすることで、就労支援に取り組んでいきます。また、障害福祉サービスの「就労定着支援」を活用し、一般企業で働く障害のある人の職場定着を支援します。

(5) 福祉的就労の利用促進

障害の状況や意欲・能力に応じた多様な就労の場を提供するため、相談支援事業所や福祉政策課の相談支援員が関係機関等と連携しながら、就労継続支援や就労定着支援等のサービス利用に関する就労相談に取り組めます。

(6) 製品の販路拡大や購入等の支援

市が行う物品購入や委託役務の発注において、障害者就労施設からの供給に対する需要の増進を図り、調達促進支援の拡大に努めます。また、イベントへの案内や周知を行うことで、就労支援施設が提供する物品等の販路拡大を図ります。

3 所得向上を目指す農福連携

【現状と課題】

障害のある人が農業分野で活躍することを通じ、生きがいを持って社会参画を実現していきます。農福連携に取り組むことで、障害のある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につなげることも重要です。

【目標】

○障害者が農業分野で活躍することにより生活の質の向上を図る

【施策】

(1) 農福連携の推進

障害のある人の就労機会の創出と拡大を目指すため、農業経営体や障害福祉サービス事業所と協力して、様々な就労機会の確保に努めます。

4 地域交流の推進

【現状と課題】

障害のある人が地域の中で充実した生活を送るためには、周辺住民と豊かな人間関係を築くことが重要です。豊かな人間関係は、ともに支え合い、安全・安心に暮らせるまちづくりへの大事な基盤となります。

アンケート調査の結果によると、障害のある人が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切だと思うことについて、「参加しやすいような配慮」が45.0%と最も高く、次いで「移動しやすい交通機関や道路の改善」が39.4%、「利用しやすい施設への改善」が34.1%となっています。

身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障害者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障害のある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。

【目標】

○障害者との地域での日常的なふれあい交流事業を増やす

【施策】

(1) 希望する誰もが参加できるようにイベント等の情報発信の強化

イベント等はわかりやすい内容で情報発信し、誰でも参加できるように努めます。また、各施設が取り組んでいる地域交流を目的とするイベントの情報発信を充実させます。

(2) 地域での交流活動の推進

誰もが参加できる文化活動や障害者スポーツ等の体験の機会を創り、交流促進に取り組めます。身近な地域での障害のある人との交流機会の増加を図ります。また、交流活動を実施する障害者団体等の関係団体に対する支援に努めます。

(3) 障害者の参加支援

交流活動参加時の手話通訳や要約筆記の配置などの支援に努めます。

5 ボランティア活動の推進

【現状と課題】

障害のある人のニーズの多様化に対応し、サービス利用者の生活を細部にわたり支援するためには、公的なサービスに加え、ボランティア団体やNPOなどによる活動が重要な役割を果たします。

アンケート調査の結果によると、障害のある人が地域や社会に積極的に参加しやすくするために大切だと思うことについて、「参加を補助するボランティア等の育成」が20.3%となっています。

障害のある人となない人がお互いに理解し合い、ともに生きる社会をつくっていくために、障害のある人となない人が交流する機会が求められています。そのためには、地域で福祉活動に参加できる人材を支援していくことが必要であり、ボランティアの確保が必要です。

地域のボランティア活動について、参加したい意欲のある方に対し、具体的な相談に応じ、きめ細かく活動内容を紹介する等、ボランティア活動の促進を図るための仕組みが求められます。

【目標】

○ボランティア活動への参加者を増やす

【施策】

(1) ボランティアの育成

玉野市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動への住民の参加を広く呼びかけ、ボランティアに関する登録、相談、コーディネート等を行うとともに、新しいボランティア活動プログラムの開発、普及、体験活動の実施及び情報提供・支援活動を行う等、ボランティアの育成に努めます。

(2) 障害者のボランティア活動の参加促進

障害者施設内でボランティア活動を実施し、健常者ボランティアが支援できるよう進めます。

(3) ボランティア、NPO等の活動支援

市民が積極的にボランティア、NPO活動を行えるよう、ボランティア連絡協議会の活用を通じて、情報の提供、活動の助言や交流の場の提供に努めるとともに、障害者団体、ボランティア団体、NPO等と連携を図り、ネットワークを活用し、様々な角度から障害のある人への取り組みを効率的かつ効果的に行っていきます。

基本方針4 教育・療育体制の整備

1 障害の早期発見

【現状と課題】

子どもの障害には、発達障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害等がありますが、障害の予防あるいは早期発見により、適切な治療、療育等につなげることで、社会生活能力の維持向上を図ることができます。

本市では、乳児家庭全戸訪問事業、乳児・1歳6か月児・3歳児健康診査、4歳児巡回相談事業などを実施しており、これらを通じて障害の早期発見に努めています。

今後も、乳幼児期における健康診査等において、疾病・障害や育児困難等、子どもの成長や発達に影響を与える事項の早期発見に努めるとともに、未受診者の把握に努め、受診を促していくことが必要です。

【目標】

○検診・健診の受診促進を図ります

【施策】

(1) 障害の早期発見

定期健診や医療機関の受診により健康課題や発達上の問題に気づくことが多いため、妊産婦の健康教育、保健指導及び健康診査等の充実、新生児や乳幼児に対する健康診査及び保健指導などの適切な実施に努めます。

(2) 保護者への情報提供とフォロー体制の構築

保護者が子どもの発達を理解し、適切な関わり方ができるよう、わかりやすい情報提供と適切な時期のフォロー体制を検討し、庁内外の関係機関と連携しながら、乳幼児健康診査を実施していきます。

2 早期発見・療育体制の充実

【現状と課題】

生まれながらにして、あるいは幼い時から障害のある子どもにとっては、子どもの持つ能力を育てるために、できるだけ早期から適切な教育や療育を受けることが重要です。

本市では、10か月児健診の案内と一緒に「ことばの育ちについて」のリーフレットを保護者に配布し、月齢に応じた子どもへの関わり方について情報提供を行っています。また、1歳6か月児健診と3歳児健診の際には、児の発達の状況について保護者と確認を行い、対応が必要な児に対しては、心理士による発達相談につなぐとともに、保護者へ家庭でのアドバイスをを行い、また、要観察児教室や医療機関受診等の紹介を行っています。

また、特別な支援が必要な子どもや障害のある子ども等、きめ細かな取り組みが必要な家庭や子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関等と連携して特別支援教育の充実や子育て支援環境の整備に取り組むこととされています。(第2期 玉野市子ども・子育て支援事業計画)

このように、特別な支援が必要な子ども、とりわけ発達障害等の特性を有する子どもについての支援は、保育園・幼稚園・認定こども園や学校生活だけでなく、家庭生活や地域での生活を含め、長期的な視点に立って、乳幼児期から切れ目のない一貫した支援が必要です。

【目標】

○障害を早期に発見し、適切な療育につなげる

【施策】

(1) 早期発見の促進

子どもの発達に不安を持つ保護者に対し、「こども家庭センター」を中心に療育機関へつなぐ体制の充実を図ります。また、児童発達支援センター等の利用を通じて、早期療育の促進を図ります。

(2) 顔の見えるネットワークづくり

福祉政策課内に配置している「発達障害支援コーディネーター」が、発達障害児やその家族の相談に応じます。

また、玉野市障害者総合支援協議会のこども部会において、各療育機関とともに、課題や体制づくりの協議を行い、更なる療育体制の充実を目指します。

(3) 障害児保育の充実

保育園・こども園・幼稚園において家庭や関係機関と連携しながら、障害のある子どもとない子どもをともに保育できる体制の充実に努めます。

(4) 療育指導の体制づくり

児童発達支援事業所と保育園・こども園・幼稚園とが連携しながら、障害児保育・教育への理解を深め、より良い療育指導ができる体制づくりを推進します。

(5) 就学指導の充実

4歳児巡回相談事業の実施により、支援が必要だと判断した子どもについては、園内での支援体制の構築だけでなく、保護者に対して医療・療育機関や就学に関する情報提供等相談支援を充実するとともに、安心して就学移行ができるよう、保健・療育・教育各分野の連携を強化します。

3 学校教育の充実

【現状と課題】

障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、地域でともに学ぶ環境を整え、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、障害特性に応じた適切な支援を行うことが大切です。

インクルーシブ教育について、文部科学省は障害のある子どもも、ない子どもも、ともに教育を受けることで、「共生社会」の実現をめざして、「みんなが一緒に学ぶ」ということを提唱しています。障害のある子どもへ合理的配慮を行いながら、周りの子どもへ障害の理解を根付かせる教育が必要であり、そのための教職員の人材育成や確保等が課題となっています。

本市では、特別支援学級を設置している学校において、通常学級との交流及び共同学習を行い、障害の有無に関わらず全ての子供にとって経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てるとともに、多様性を尊重する心を育てています。

また、各校では人権教育全体計画のもと、全教育活動を通して人権教育を行い、人権週間、人権講演会、人権参観日等を設定し、全児童生徒や保護者を対象に人権意識の高揚に取り組んでいます。

相談体制については、就学説明会や講演会等の場を活用し、保護者向けに障害に係る説明や随時相談を受け付け対応しています。

医療的ケア児等の多様なニーズに応えられる教育環境の整備や、一人ひとりの特性に合わせた合理的配慮を行える就学環境づくり、教職員の資質の向上が課題となっています。

教育環境では、完全にバリアフリーになっている学校は、まだ少ない現状です。配慮が必要な児童・生徒に対応すべく階段昇降機（エレベーター）の設置、多目的トイレの設置等、環境整備が今後の課題となっています。

【目標】

○障害の特性に応じた教育環境づくり

【施策】

(1) インクルーシブ教育の推進

障害の有無によって分け隔てられることなく、人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、児童・生徒一人ひとりの成長段階、障害の状態、教育的ニーズ等に応じた適切な教育がともに受けられるよう関係機関との連携を推進します。

(2) 相談支援体制の整備

子どもの育成や教育に関する様々な悩みを持つ親に対しての相談や指導体制の整備を推進します。具体的には、就学説明会や講演会を通して保護者向けに障害に係る説明を行うとともに、学校園担当者や指導主事、心理相談員等が随時保護者の相談を受け付け対応していきます。

(3) 専門性、指導力の向上

障害の重複化、多様化等に対応できるよう、管理職や特別支援学級担当者、特別支援教育コーディネーター等を対象に研修会を開催し、指導力の向上を図ります。また、岡山県教育委員会や岡山県総合教育センターと連携し、職員研修の充実を図り、また、学校のニーズに応じた研修支援を行うことで、専門性、指導力の向上に努めます。

(4) 特別支援教育の推進

障害のある子どもへの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。具体的には、特別支援教育ネットワーク連絡協議会において、教育、保育、保健、福祉、医療等が連携して特別な支援が必要な子どもに対し早期からの適切な支援を行います。

(5) 学校生活におけるバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず児童・生徒が、ともに授業や学校活動に参加できるよう、合理的配慮に基づく学校施設のバリアフリー化に努めます。

(6) 切れ目のない支援体制の充実

各園・各学校が、支援が必要な子どもたちの指導上必要な情報や効果的な支援についてまとめた「共通支援シート」を就学前期から学齢期へと次のライフステージへ確実に引継ぎ、保育・保育・保健・福祉等が連携して一貫した効果的な支援を提供することができる支援体制の構築を図ります。

基本方針5 安全・安心な生活環境の確保

1 バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

障害の有無にかかわらず誰でも利用しやすい公共施設や公共交通機関等、さらなるバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備を進めていくことが求められます。

本市では、鉄道、バス事業者も参加する玉野市地域公共交通会議にて策定した「玉野市地域公共交通計画」の目標にバリアフリー化の推進を掲げ、車両の更新時にバリアフリー車両への入替を実施しています。

また、令和5年11月から、シーバス運賃の支払方法について、路線ごとに異なっていた後払い、先払いの別を「後払い」に統一し、乗降時に迷わないようユニバーサルデザインを推進しています。

アンケート調査の結果によると、どのような目的で外出することが多いかについて、「買い物に行く」が68.9%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が61.0%、「通勤・通学・通所」が36.0%となっています。

また、外出する時に困ることについて、「公共交通機関が少ない(ない)」が36.0%と最も高く、「道路や駅に階段や段差が多い」が14.0%、「列車やバスの乗り降りが困難」が13.6%となっています。

障害のある人を含む、すべての人にやさしく安全なまちづくりに向けて、既存施設のバリアフリー化や、生活道路や歩道の整備に努めることが必要であり、すべての人が暮らしやすい生活環境を整備していくことが重要です。

【目標】

- 公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを計画的に推進する
- 公共交通機関のバリアフリー化を促進する

【施策】

(1) 公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進

既存の施設については、だれもが安全で安心して利用できるよう施設のバリアフリー化の推進に努めます。また、ユニバーサルデザインの考え方を推進し、障害のある人等すべての人が暮らしやすいまちづくりを進めていきます。

(2) 安全な歩行空間等の整備促進

関係機関と連携を図りながら歩道の段差解消をはじめ、公共施設のバリアフリー化に努めていきます。また、公園や観光施設のバリアフリー化の推進と障害のある人が利用しやすいトイレの設置を図っていきます。

(3) 民間構築物の整備改善の促進

不特定多数の人が利用する一定の構築物について、障害のある人等すべての人が円滑に利用できるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入について働きかけていきます。

(4) 公共交通機関の整備促進

電車やバスなどの交通事業者に対して公共交通機関のバリアフリー化を働きかけていきます。また、利用者の目線に立ったわかりやすい情報提供、利便性の高い公共交通の維持に努めます。

2 障害者に配慮した防災・防犯対策等の推進

【現状と課題】

災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害のある人の援護体制の強化を図っていくことが重要です。

アンケート調査の結果によると、火事や地震等の災害時に一人で避難できるかについて、「できる」が34.1%と最も高く、次いで「できない」が33.3%、「わからない」が21.3%となっています。特に知的障害において、一人で避難できない割合が高くなっています。

また、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいるかについて、「いない」が29.0%、「いる」が22.2%となっており、知的障害で助けてくれる人がいないと回答した方が多くみられます。

火事や地震等の災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が43.1%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が37.5%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が36.9%となっています。

本市では、近年大きな災害が発生していないため、市民の防災意識が低い傾向にあり、今後も継続して、多様な手段を通じた防災意識の普及が必要です。

また、避難に際して、情報の受取りや自力避難が困難な障害のある人に対し、安否確認や避難誘導が円滑に行われるよう、福祉専門職等の協力体制の構築も必要となります。

今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障害のある人の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

福祉避難所の設置については、災害対策基本法に基づき指定した福祉避難所はありませんが、災害時に福祉避難所として開設する協定を福祉施設と締結しています。この協定により一定数の福祉避難所は確保できていますが、大規模災害時には受入人数に不足が生じる可能性が高いため、新たな福祉避難所の確保が必要です。

今後は、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

障害のある人が地域で暮らすに当たり、犯罪や消費者トラブルに巻き込まれることで、被害者になるだけでなく、加害者となる危険性もあります。こうした犯罪等を未然に防ぐため、またトラブルに直面したときの早期解決につなげるため、障害のあ

る人が巻き込まれやすい犯罪やトラブル等について、障害者やその支援者が事前に把握しておくことは重要です。障害のある人が犯罪やトラブルに巻き込まれたとき、本人がそのことに気づきにくいことや、誰にも相談しないことから、さらに被害が拡大する恐れがあることも課題となっています。

【目標】

- 地域防災計画に基づき、障害者の特性に配慮した災害時の適切な情報提供・避難誘導等の支援体制の充実に努める
- 複雑化・多様化する消費者被害を未然に防止するための情報提供や意識啓発を図る

【施策】

(1) 防災・防犯意識の普及

広報紙への防災記事の掲載や特集、防災出前講座、ホームページやケーブルテレビなど、さまざまな機会を捉えて、防災・防犯意識の向上に取り組めます。

(2) 災害時の要支援者対策

災害等の緊急時に自力避難が困難と予想される障害者に対し、安否確認や避難誘導が円滑に行われるよう、「避難行動要支援者名簿」を活用し、災害時に援護が必要な障害者の把握に努めます。また、災害時等に配慮が必要な方については、個別にどこへ、どのように避難するか、避難に向けた計画の策定に努めます。

(3) 災害時ボランティアコーディネーターの確保

大規模な災害発生時に、効果的な復旧活動を行うためのボランティアコーディネーターを県及び県社協で養成し、災害ボランティアセンターに配置します。

また、常設型災害ボランティアセンター運営委員会等で、障害者への配慮について話し合い、玉野市社会福祉協議会と連携を図り、災害時ボランティアコーディネーターの資質向上に努めます。

(4) 福祉避難所の設置

災害時に障害者等が安心して避難することができるよう、避難確保計画に基づく避難訓練の実施や個別避難計画の作成などの機会を捉え、関係部署・関係機関と協力し、市内の福祉施設や公共施設等を福祉避難所として指定するなど、障害のある人が安心して避難できる場所の確保に努めていきます。

(5) 要配慮者の防災対策事業

障害者、障害者福祉施設及び関係団体に対して、災害時に適切な行動がとれるよう、防火・防災教室や研修会を開催し、防火・防災に関する知識・技術の普及啓発を図ります。また、防災出前講座の機会を増やしていくよう努めます。

(6) 地域安全活動の支援

警察、防犯指導員との連携、情報共有を密にすることで協力体制を築き、被害防止のための知識や被害例等を情報提供するなど地域安全活動の支援に努めます。

(7) 消費生活トラブルの防止

岡山県消費生活センターからの派遣により、消費生活相談員による生活相談を実施します。悪徳商法の手口などの情報提供や消費者教育に取り組むとともに、苦情等に対する相談の充実に努めます。

基本方針6 総合的な支援体制の充実

1 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障害のある人やその家族が抱えるさまざまな生活上の問題を解決していくためには、必要なときに身近な地域で気軽に相談できる体制が整っていることが必要です。

本市では、福祉政策課、相談支援事業所のぞみ、地域活動支援センターこころの里、玉野市児童発達支援センターが、障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行っています。

また、身体や知的に障害のある人に対し、更生援護の相談及び必要な指導・助言を行うため、身体障害者相談員、知的障害者相談員を各地区に配置しています。相談員は、身近なところでの相談に応じたり、家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行っています。

アンケート調査の結果によると、現在の生活で困っていることや不安に思うことについて、「自分の健康や体力に自信がない」が32.4%と最も高く、次いで「特に困っていることや不安に思うことはない」が23.0%、「将来にわたる生活の場（住居）または施設があるかどうか」が19.6%となっています。

悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」が72.5%と最も高く、次いで「かかりつけの医師や看護師」が24.3%、「友人・知人」が21.3%となっています。一方、「行政機関の相談窓口」が3.8%、「民生委員・児童委員」が1.3%と低くなっています。

今後も、障害のある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

【目標】

○関係機関等との連携による総合的な相談ネットワークづくりをめざす

【施策】

(1) 相談支援事業の充実

様々な生活上の問題が複雑化し、または複合的にかからみあって、生活のしづらさを抱えている人や家庭が、孤立せずに地域での生活が続けられるように、関係機関同士が連携・協働し、包括的に支援する体制を図ります。そして、一人ひとりに適した継続的な支援を行い、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用、虐待の防止、その早期発見等ができるよう努めていきます。

(2) 身体障害者相談員、知的障害者相談員の確保

身体や知的に障害のある人に対し、更生援護の相談及び必要な指導・助言を行うため、身体障害者相談員、知的障害者相談員を各地区に配置し、身近なところでの相談に応じたり、家庭訪問等の実施により、ニーズの掘り起こしや行政との連絡調整を行います。

(3) 玉野市障害者総合支援協議会の機能充実

障害のある人が、日々の暮らしの中で抱えているニーズや課題に対応するための相談支援体制を強化するため、玉野市障害者総合支援協議会の運営について活性化を図ります。

具体的には、地域課題の抽出、相談支援体制強化の協議を行いながら、相談支援専門員の繋がりを強化し、協働出来る体制を強化します。また、専門部会が、それぞれ専門的事項について協議を行い、障害のある人の地域生活を支えるネットワークを構築します。

2 情報提供体制の充実

【現状と課題】

障害のある人が地域で安心して暮らしていくためには、地域生活に必要なかつ適切な情報を得られることが必要です。

本市では、これまでも「障害者のしおり」、市広報紙等を通じて、障害者施策に関する情報提供を行っていますが、障害のある人のニーズが多様になる中、さらに充実した情報を提供していく必要があります。

アンケート調査の結果によると、障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先について、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が30.9%と最も高く、次いで「家族や親せき、友人・知人」が27.5%、「行政機関の広報紙」が26.0%となっています。また、「行政機関の広報紙」について、障害種別にみると、身体障害で約3割、知的障害で1割半ば、精神障害で2割半ばとなっており、今後も引き続き広報紙等の活用を促進する必要があります。

視覚障害、聴覚障害、言語障害等のある方に対しては、障害種別や状況に応じた適切なコミュニケーション手段を提供し、適切な支援ができる人材を確保することが大切です。また、コミュニケーション手段の確保と情報提供は不可欠であることから、意思疎通支援の充実が求められています。

市では、福祉政策課に手話通訳者を設置していますが、ろう者に対し、適切な支援に繋ぐために、専任手話通訳者によるアウトリーチ（訪問）や相談支援、専門機関との連携が不十分といった課題があります。また、共生社会の実現のために聴覚障害について正しく理解していただくための啓発活動も専任手話通訳者の責務と考えられています。

視覚障害のある人に対しては、点字・声の広報等発行事業として、文字による情報入手が困難な障害のある人のために、音訳等による方法で、市広報紙、障害者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活上の必要な情報を定期的に提供しています。

しかし、プライバシーに関する文書は読んでもらいたくないという方や、高齢に伴い目が不自由になった場合に点字が読めない方がいる等の課題があります。

今後、情報化社会の急速な進展に対応しながら、リモートワーク、インターネット、メール等による双方向通信等、新たなメディアの取り組みや障害のある人へのICT及びIoT（モノのインターネット）の導入を図ることで、コミュニケーションの手段を広げることも重要な課題となっています。

障害のある人に配慮し、多様な手段による情報提供の一層の拡充を図るとともに、障害の特性に応じたコミュニケーション手段の確保・整備に努めることが必要となっています。

【目標】

○障害者の情報バリアフリー化のための支援策を充実する

【施策】

(1) 各種広報媒体の活用

市ホームページや障害者のしおり等を活用し、障害者施策に関する情報をわかりやすく伝えることができるように、内容の充実に努めます。「障害者のしおり」については、保護者や支援者から、専門職ならば必要な情報にたどりつけるが、初めて手にする保護者には、書いている内容が難しく、知りたい情報にたどりつけないとの意見があるので、玉野市障害者総合支援協議会等の協力を得ながら、見直しを行います。

(2) 情報の共有化

障害のある人の地域生活を支援するためには、関係機関が共通の目的に向け、情報を共有して具体的に協働することが大切であるため、保健・医療・福祉・教育・就労・住宅等に関する情報の共有化、相互活用を図りながら、総合的な情報提供の充実を推進します。

(3) ホームページにおけるユニバーサルデザイン化の推進

市のホームページでは、「音声読み上げブラウザへの配慮」「配色への配慮」「閲覧環境への配慮」を行っており、今後もだれも見やすく、利用しやすいホームページ作成を推進します。

(4) 障害に配慮した情報伝達の推進

市役所窓口到手話通訳者を設置するとともに、録音テープによる市広報紙の発行を引き続き実施し、視覚・聴覚障害者等への情報伝達の充実を図ります。また、手話・朗読奉仕員の養成や、手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を実施します。

聴覚障害のある人に対する取組みとして、タブレット端末を活用した手話通訳や、聴いた言葉をそのままテキスト化する「音声筆談」による情報提供の手法を検討します。

聴覚障害のある人のうち、ろう者は自身が置かれた状況や支援の必要性を自覚できおらず、自ら発信することも困難な方がいるため、専任手話通訳者によるアウトリーチ（訪問）や相談支援、専門機関との連携、聴覚障害について正しく理解していただくための啓発活動を行います。

また、手話通訳を必要とする方の広域的な社会参加を促進するために、専任手話通訳者が市町村間の支援体制、ネットワーク化について関係機関との調整を図り、連携した支援ができるよう推進します。

さらに、講演会・式典等の場において、手話通訳者等の配置を進めます。

視覚障害のある人に対する取組みとしては、他都市の事例を参考にしながら、音声コードの普及に向け課題の整理を行う等、視覚障害のある人の情報提供の手法を検討します。

3 関係機関による総合的な支援ネットワークの構築

【現状と課題】

障害のある人への福祉サービスの提供や就労支援、保健、教育、療育の提供などあらゆる領域において、様々な関係機関が連携することが重要です。このため、庁内関係各課や国・県の関係機関とのネットワーク、玉野市社会福祉協議会やボランティア団体などを含めた支援ネットワークづくりを構築する必要があります。

また、障害のある人とその家族が社会から孤立し、相談につながらないケースがあります。障害のある人がいる家庭では、介助者の高齢化や子どもが介護を担っているヤングケアラーの問題など、介護の状況が複合化・複雑化しています。

行政中心の取組だけでは、様々な面で、対応に限界が見られるようになっており、今後は、福祉サービスの提供に加え、地域全体で見守る仕組みが必要です。

【目標】

○庁内関係各課や障害者相談員、民生委員等の地域福祉実践者及び市民ボランティア活動等の連携強化による重層的な支援ネットワークづくりを推進する

【施策】

(1) 総合的なマネジメント機能の強化

市をはじめ関係行政機関、医療機関、社会福祉法人などの相互連携と障害のある人の自立生活の支援や社会参加への支援にかかわる必要なサービス調整のための総合的なケアマネジメント機能の強化に努め、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築や地域生活支援拠点等の整備に取り組みます。

(2) 地域における見守りネットワークづくり

地域の安全・安心見守り活動に関する協定を締結する事業者を募集し、地域で発生する様々な問題の早期発見につなげ、孤独死や虐待等を防止し、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進します。

また、身近な相談役である民生委員・児童委員と連携し、地域の身近な課題を見過ごすことのないよう、障害のある人の潜在的な課題を早期に把握し、適切な支援へと導くための訪問活動を行うことで、必要な支援につなげていきます。

1 第6期障害福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標数値	考え方
令和5年度末の施設入所者数	67人	令和元年度末時点の入所者数 69人の1.6%の削減
令和5年度末までの地域生活移行者数	5人	令和元年度末時点の入所者数 69人の6%の削減

	令和5年度
【実績】入所者増加	1人 増加率：1.4%

	令和5年度
【実績】地域移行者数	1人 削減率：1.4%

成果目標の達成状況

令和5年度末の入所者見込数は70人となっており、目標2人の削減に対し、1人の入所者増加となる見込みです。

また、過去3年間で施設を退所された方は7人で、入所された方は8名です。

なお、退所の内訳としては、死亡が4人、市外転出かつ障害福祉サービス利用終了のため確認不可2人、居宅へ移行が1人です。

よって、地域移行者数については、目標5人に対し、1人（居宅へ移行1名）であることから地域生活への移行、特に居宅への移行については、ケースに応じた生活基盤の確保や見守り体制の構築等の課題をクリアしなければならないため、計画どおりに進んでいない状況にあります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標						
	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	16人	16人	16人	16人	16人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人	0人	0人	0人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	3人	0人	0人	1人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	21人	20人	20人	20人	24人	24人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人	0人	0人	0人

活動指標の達成状況

玉野市障害者総合支援協議会の精神保健福祉部会において、医療機関、居宅介護事業所、就労継続支援事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、弁護士法人、行政機関、相談支援事業所、地域活動支援センターなどの関係者と実施しました。

地域移行支援、地域定着支援が、活用される状況にはないため、今後、利用を促進していく必要があります。

地域移行を推進するにあたっては、住まいの確保が重要ですが、共同生活援助の利用者数は横ばいとなっています。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

成果目標		国の基本指針
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	年1回以上の検証、検討	令和5年度末までの間、各市町村または各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本

【実績】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討	未実施
------------------------------	-----

成果目標の達成状況

緊急対応が必要なケースの対応については関係機関と連携を図り対応していますが、受け入れができる施設の確保（契約等）等の検討が出来ていません。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

成果目標		国の基本指針
令和5年度における一般就労移行者数	13人 (1.30倍増)	令和5年度における令和元年度実績の1.27倍以上
令和5年度における一般就労移行者数 (就労移行支援)	6人 (1.50倍増)	令和5年度における令和元年度実績の1.30倍以上
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	3人 (1.50倍増)	令和5年度における令和元年度実績の1.26倍以上
令和5年度における一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	2人 (2.00倍増)	令和5年度における令和元年度実績の1.30倍以上

【実績】 一般就労移行者数	令和5年度
	13人
【実績】 一般就労移行者数 (就労移行支援)	令和5年度
	6人
【実績】 一般就労移行者数 (就労継続支援A型)	令和5年度
	3人
【実績】 一般就労移行者数 (就労継続支援B型)	令和5年度
	3人

成果目標の達成状況

令和5年度において、就労移行支援を利用した6人、就労継続支援A型を利用した3人、就労継続支援B型を利用した3人、自立訓練を利用した1人の合計13人が福祉施設から一般就労に移行しました。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

成果目標		国の基本指針
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	令和2年度末までに地域生活支援拠点を設置、今後さらに機能及び内容の充実を図る。	令和5年度末までに、市町村または圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保

【実績】 相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	相談支援検討会議の開催（年6回）
--	------------------

成果目標の達成状況

偶数月の第2火曜日に相談支援検討会議を開催し、相談員の質の向上を図りました。
(相談援助技術、計画作成技術等)

	活動指標					
	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合的・専門的な相談支援の実施	4	4	4	6	6	6
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	4	4	4	6	6	6
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	4	4	4	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4	4	4	6	6	6

活動指標の達成状況

地域課題の抽出、相談支援体制強化の協議を行いながら、相談支援専門員の繋がりを強化し、協働出来る体制を整えました。

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

成果目標		国の基本指針
サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	玉野市障害者総合支援協議会の場やHP等で周知を図っていく	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制を構築

【実績】 サービスの質の向上を図るための取組みに係る体制の構築	玉野市障害者総合支援協議会での検証
---	-------------------

成果目標の達成状況

玉野市障害者総合支援協議会で障害のある人が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行っています。

	活動指標					
	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2	2	2	1	0	0
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	無(0)	無(0)	有(1)	有(1)	有(1)	有(1)

活動指標の達成状況

障害者自立支援審査支払等システムからデータを抽出・分析し、主に事業所の体制面における過誤請求事例について、事業所と共有し、指導に使用しています。

2 成果目標と活動指標

障害者総合支援法第88条に基づく「障害福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度として設定します。

また、この『成果目標』を達成するため、計画期間の各年度における取り組みの量を『活動指標』として定めます。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

目標値		国の基本指針及び設定の考え方
令和8年度末の施設入所者数	67人	令和4年度末時点(70人)から5%削減 【国指針：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減】
令和8年度末までの地域生活移行者数	4人	令和4年度末の施設入所者数(70人)の6%が、施設からグループホーム等へ地域移行 【国指針：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活に移行】

目標達成のための方策

地域移行等により、一定の施設退所者は見込まれますが、地域生活が困難な人が多数入所待ちをしている状況であり、施設入所者数の削減は困難です。「施設から地域へ」という流れの中で、家族へ負担を強いることにならないよう、障害のある人が安心して生活できるよう、共同生活援助の整備を推進するとともに、地域移行支援及び地域定着支援の拡充を図ります。また、障害のある人の地域における日々の生活を支えるため、居宅介護、生活介護等の一層の拡充を図ります。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数	4回	4回	4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	16人	16人	16人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	1回
精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	2人	3人
精神障害者の共同生活援助の利用者数	25人	26人	27人
精神障害者の自立生活援助の利用者数	1人	1人	1人
精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	14人	15人	16人

目標達成のための方策

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、精神障害者を支える地域包括ケアシステムの構築を図ります。

システムの構築に当たっては、障害福祉、医療、介護、住まい等を包括的に提供することや、精神障害者の家族に対する支援の充実が実現できるよう、関係者の協議の場として玉野市障害者総合支援協議会を活用します。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

目標値	国の基本指針及び設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	国の基本指針に基づき実施 【国指針：令和 8 年度末までの間に、地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上運用状況を検証、検討することを基本】

活動指標		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
地域生活支援拠点の設置か所数	面的整備型	1 か所	1 か所	1 か所
	多機能拠点整備型	0 か所	0 か所	0 か所
地域生活支援拠点等コーディネーター配置人数		1 人	1 人	1 人
検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数		1 回	1 回	1 回

目標達成のための方策

障害のある人の重度化や高齢化、そしていわゆる「親亡き後」を見据え、障害のある人の地域生活支援を推進するため、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を担う地域生活支援拠点等の充実に向けた検討を行います。

検討に当たっては、本市の実情や課題について関係機関が情報を共有し、玉野市障害者総合支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

(4) 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

目標値	国の基本指針及び設定の考え方
強度行動障害を有する者への支援体制の充実	国の基本指針に基づき実施 【国指針：令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本】

目標達成のための方策

強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実を図るために、玉野市障害者総合支援協議会等の場を活用して強度行動障害を有する障害者に関するニーズや状況を把握します。

(5) 福祉施設から一般就労への移行等

目標値		国の基本指針及び設定の考え方
福祉施設から一般就労への移行者数	11人	令和8年度末時点で、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(9人)の1.28倍増【国指針：令和3年度実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業からの一般就労への移行者数	4人	令和8年度末時点で、就労移行支援から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績(3人)の1.31倍増【国指針：令和3年度実績の1.31倍以上】
就労継続支援事業A型からの一般就労への移行者数	4人	令和8年度末時点で、就労継続支援A型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(3人)の1.29倍増【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上】
就労継続支援事業B型からの一般就労への移行者数	2人	令和8年度末時点で、就労継続支援B型から一般就労へ移行する人数。令和3年度実績値(2人)の1.28倍増【国指針：令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上】
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	5割以上	令和8年度末時点で、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上【国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上】
一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業所の利用者数	1人	令和8年度末時点で、一般就労へ移行した者のうち就労定着支援事業所を利用した者の割合。【国指針：令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍以上】
就労定着支援事業所の就労定着率7割以上の事業所の割合	25%以上	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上。【国指針：令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本】

目標達成のための方策

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓によって、就労の場の確保を図るとともに、就労の意向確認から就労後の定着まで、就労支援のための総合的な支援を行います。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

目標値	国の基本指針及び設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	国の基本指針に基づき実施 【国指針：相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保】

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援の実施	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	6件	6件	6件
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	6件	6件	6件
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	6回	6回	6回
主に計画相談支援等に従事する相談支援専門員	8人	9人	10人

目標達成のための方策

国の基本指針では、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービスの基盤の開発・改善等の取組を行うとともに取組のための体制を確保することを基本とするとされています。

本市では、引き続き、玉野市障害者総合支援協議会の相談支援検討会議による個別事例の検討を通じた地域サービスの改善等に取り組みます。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

目標値		国の基本指針及び設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	有	国の基本指針に基づき実施 【国指針：サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築】

活動指標

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	2人	2人	2人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有する体制の有無及びその実施回数	1回	1回	1回

目標達成のための方策

障害のある人が必要とする障害福祉サービス等を提供できているのかを検証するため、多様化している障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制について検討を行います。

また、検討に当たっては、玉野市障害総合支援協議会等の場を活用して協議を進めます。

3 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

(1) 訪問系サービス

①居宅介護

障害者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、相談、援助等を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	69	70	70	66	54	53
	時間分	848	860	860	717	546	576

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	60	60	60
	時間分	650	650	650

【見込量確保の方策】

- 利用実績においては減少傾向にありますが、今後施設入所者等の地域移行を見据え、受入体制の拡充を図っていきます。
- ヘルパーの人材不足が課題となっているため、職員の確保及び定着について検討する必要があります。玉野市障害者総合支援協議会と連携し、福祉人材を確保するための取組を研究します。
- サービス提供事業者や指定特定相談支援事業所と連携を図り、利用を促進します。
- 利用者に情報提供し、サービス選択の幅が広がるよう努めます。また、利用者のニーズに即した適正な支給決定を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障害もしくは精神障害により、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護、掃除等の家事、外出時の移動中の介護を総合的に行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度訪問介護	人分	1	1	1	1	1	1
	時間分	280	280	280	186	215	207

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	人分	1	1	1
	時間分	215	215	215

【見込量確保の方策】

- サービス提供可能な事業所は市内8施設ありますが、利用者は月1名と限定的となっています。今後、施設入所者等の地域移行を見据え、サービスの周知・受入体制の充実を図っていきます。

③同行援護

視覚障害により移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、その他外出する際の必要な援助を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	人分	5	5	5	5	6	6
	時間分	35	35	35	54	73	77

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	人分	6	6	6
	時間分	75	75	75

【見込量確保の方策】

- 利用者は限定的であるものの、サービス提供事業所が市内に2箇所あることから、事業所と連携して受入体制の充実を図っていきます。

④行動援護

知的障害または精神障害により行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に対して、危険を回避するために必要な援護、外出における移動中の介護その他行動する際の必要な援助を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
行動援護	人分	2	2	2	2	2	2
	時間分	30	30	30	37	40	24

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	人分	2	2	2
	時間分	40	40	40

【見込量確保の方策】

- 現在、利用者は限定的であるため、サービスの周知に努めます。また、利用要件に該当しない方については、代替の支援を検討していきます。

⑤重度障害者等包括支援

常時介護が必要な障害者で、その介護の必要な程度が著しく高い人に対して、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供します。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0	0	0	0
	時間分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0

【見込量確保の方策】

- 常時介護が必要な方へのサービスであることから、対象者は施設入所等を活用していると思われ、これまでサービス利用者はいません。

現在、サービス利用者はいませんが、相談支援事業所と連携して必要な方には案内を行い、サービス利用を希望される方がいた場合は、関係機関と連携し早急に対応します。

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

昼間、常時介護が必要な障害者に対し、施設等において食事や入浴、排せつの介護、生産活動や創作的活動の機会を提供します。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人分	145	146	147	128	133	146
	人日分	2,697	2,716	2,734	2,635	2,755	2,762

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人分	155	160	165
	人日分	2,930	3,030	3,120

【見込量確保の方策】

- 利用実績については計画どおりに推移しており、今後も障害のある人の地域移行推進により利用が増加することが見込まれます。障害者本人の意向の確認や、相談支援事業所等と連携し、適正なサービスが提供できるよう体制の強化を図っていきます。
- 市内外の既存のサービス提供事業所にて、生活介護を提供するほか、必要に応じてサービス提供事業所の新規参入を促進するための支援を検討します。

②自立訓練（機能訓練）

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設等で理学療法、作業療法その他リハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み（1月当たり）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

【見込量確保の方策】

- 市内にサービス提供事業所はなく、この3年間でサービス利用者はいない状況となっています。理学療法及び作業療法によるリハビリテーションについては、病院で行っていると考えられます。そのため施設での利用を見込んでいません。
- 市内外のサービス提供事業所の動向を把握しながら必要に応じ、利用者に向けた情報提供を行います。

③自立訓練（生活訓練）

障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設等で入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練 (生活訓練)	人分	10	10	10	6	9	14
	人日分	114	114	114	105	133	173

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み（1月当たり）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 (生活訓練)	人分	20	22	25
	人日分	247	272	309

【見込量確保の方策】

- 利用者は少ないものの、障害のある人の地域移行推進により、今後、利用が増加することも見込まれます。市内において自立訓練サービスを提供できる事業者が1つしかないという現状を踏まえ、体制強化に努めていくとともに、利用者のニーズにあったサービスを提供できるよう、関係事業者と検討していきます。

④就労移行支援

一般就労を希望する障害者に対して、一定期間、生産活動等の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労移行支援	人分	15	15	15	13	17	13
	人日分	200	200	200	228	309	195

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人分	13	13	25
	人日分	200	200	385

【見込量確保の方策】

- 現在、本市において提供事業所がないことから、利用者は市外へ通所する必要があります。今後も、ニーズの把握、市内の関係機関との連携により、サービスの提供を図るための体制整備を進めていきます。
- 就労に必要な訓練の提供を受けるため、関係機関との連絡調整を図ります。

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に対して、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援（A型）	人分	92	92	93	84	64	66
	人日分	1,896	1,896	1,916	1,747	1,307	1,269

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み（1月当たり）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援（A型）	人分	67	68	70
	人日分	1,288	1,307	1,346

【見込量確保の方策】

- 安定して通所している利用者も多く、障害のある人の就労支援として一定の成果を挙げています。A型を経て、一般就労に繋がるような支援ができるような体制強化に努めていきます。

⑥就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難であり、年齢や体力面で就労が困難な人に対して、就労や生産活動の場を提供し、知識や能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労継続支援 (B型)	人分	169	171	172	149	164	157
	人日分	3,000	3,035	3,053	2,595	2,783	2,511

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み（1月当たり）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	人分	170	175	180
	人日分	2,720	2,800	2,880

【見込量確保の方策】

- 利用者数は横ばいとなっています。就労に向けた基礎的訓練を行うサービスであり、利用者にとって適正なサービスとなるよう努めていきます。
- 工賃向上を図るため、受注機会を拡大する取り組みを進めます。

⑦就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、相談や連絡調整等、課題解決に向けて必要となる支援を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人分	10	10	10	5	4	4

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人分	6	7	8

【見込量確保の方策】

- 平成30年度からスタートしたサービスであるが、利用者が少ない状況であるため、サービスの周知に努めていきます。

⑧就労選択支援

就労を希望する人の意思や能力、仕事に対する適性、配慮の必要性などを聞き取り、調べた上で、一般の事業所への就労や就労系サービスの利用など、その人に合った働き方を選ぶように相談支援や関係機関との調整を行います。

令和7年度中の施行に向け、現在も国において内容を検討中です。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
就労定着支援	人分						

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人分		検討	検討

【見込量確保の方策】

- 就労選択支援については、新設事業となりますが、障害のある人が各人の能力や特性に応じた就労先に繋がるよう、事業所・行政・企業等との連携を図っていきます。

⑨療養介護

医療と常時介護が必要な障害者に対して、医療機関での機能訓練、療養上の管理・看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
療養介護	人分	17	17	17	16	16	16
	人日分	516	516	516	496	496	496

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人分	16	16	16
	人日分	496	496	496

【見込量確保の方策】

- 利用者は限定的であり利用実績値もほぼ横ばいとなっており、引き続き医療機関等との連携に努めていきます。
- 市外のサービス提供事業所の動向にあわせ、利用可能な事業所の確保とその周知を図ります。

⑩医療型短期入所

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつ、医療の介護等を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型短期入所	人分	0	0	0	0	1	1
	人日分	0	0	0	0	1	1

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型短期入所	人分	1	1	1
	人日分	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 医療機関の不足により、サービス提供ができない事態にならないよう、関係機関と連携し、体制の維持を図っていきます。

①福祉型短期入所

居宅において介護する人が疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、短期間、夜間も含めて施設に入所し、食事や入浴、排せつの介護等を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉型短期入所	人分	20	20	20	14	27	51
	人日分	140	140	140	64	114	191

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型短期入所	人分	50	55	60
	人日分	187	206	225

【見込量確保の方策】

- 市内外の既存のサービス提供事業所を中心に、障害のある人を介護する家庭の負担を軽減するために、一時的・緊急的に利用できる短期入所の充実を図ります。
- 今後、家族介護者の高齢化に伴い、利用者や利用日数の増加が見込まれます。また、緊急時の受入先としての利用も想定されるため、関係機関と連携し、体制の強化を図っていきます。

(3) 居住系サービス

①共同生活援助

共同生活を営む住居で生活している障害者に対して、主に夜間や休日に相談や日常生活の援助及び食事や入浴、排せつの介護等を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活援助	人分	75	75	75	66	73	76

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	人分	80	83	86

【見込量確保の方策】

- 親亡き後も障害のある人が、必要な支援や介助を受けながら住み慣れた地域で生活できる場として、今後、利用が高まっていくことが予想されるため、利用を促進するとともに、社会福祉法人等が新規参入しやすいように必要に応じ支援を行います。

②施設入所支援

施設に入所する障害者に対して、主として夜間や休日、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入所支援	人分	69	68	67	66	70	70

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人分	69	68	67

【見込量確保の方策】

- 実績値については減少傾向にあります。65歳を越える入所者が多くいる現状から、関係機関との連携を強化して介護保険サービスへの移行を促す等、適正なサービス利用となるよう努めていきます。
- 施設入所者の地域生活への移行等を勘案しながら必要な実施体制と見込量の確保に努めます。

③自立生活援助

施設やグループホームを利用していた障害者で一人暮らしをする人等に対して、定期的な訪問を行い、体調や生活面での課題などについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人分	1	1	1	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人分	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 平成30年度からスタートしたサービスで、この3年間でサービス利用者はいない状況となっています。現在市内で対応できる事業者がないことや、今後、施設入所者等の地域移行を見据えて、受入れ体制の整備を図っていきます。
- サービス提供事業所の動向を把握しながら、必要に応じ利用者に向けた情報提供を行います。

(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援

①計画相談支援

支給決定を受けた障害者またはその保護者が、対象となるサービスの利用ができるよう、障害者の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）を、対象者の状況に応じて必要な期間ごとに行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人分	136	136	137	139	119	103

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み（1月当たり）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	125	130	135

【見込量確保の方策】

- サービス利用者の増加に伴い、対応できる人材の不足や業務負担の増加等が課題となっています。今後の利用者の増加に備えて幅広い事業者の参入を促進し、支援を必要とする利用者に対するサービス利用の調整やモニタリング等の支援が提供されるよう体制を確保します。

②地域移行支援・地域定着支援

障害者支援施設等に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談を行います。

また、精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障害者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他、必要な支援を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域移行支援	人分	1	2	3	0	0	0
地域定着支援	人分	1	2	3	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人分	1	2	3
地域定着支援	人分	1	2	3

【見込量確保の方策】

- 精神科病院からの退院や一人暮らしへの移行を支援するものではありませんが、この3年間でサービス利用者はいない状況にあります。今後の施設入所者等の地域移行を見据え、連携機関による体制の強化・サービスの周知を図っていきます。

4 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

①理解促進研修・啓発事業

障害者が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有	有	有	有

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施有無	有	有	有

【見込量確保の方策】

- 障害のある人が地域で安心して生活していくためには、障害のある人に対する理解を深めることが重要です。今後も障害者週間や、元気が一番まつり、精神障害への理解を深める「こころの講演会」等のイベントを引き続き実施し、より多くの市民に障害のある人等への理解や啓発を推進します。
- 広報紙では手話を継続的にPRしており、今後も各種機関と連携を図り、啓発活動を推進します。

②自発的活動支援事業

障害者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	有	無	無	無

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施有無	無	無	無

【見込量確保の方策】

- 市内に地区ボランティアセンターが開始され、地域住民の困り事に対する生活支援の輪が広がりつつあります。
- 災害等の緊急事態に備えた要援護者個別支援計画については、現時点ではまだ整備できていないため、自主防災組織等と連携し、制度の構築を図っていきます。

③相談支援事業

障害者、その保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行い、自立した生活ができるよう支援します。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	箇所	4	4	4	3	3	3
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有	有	有	有
玉野市障害者総合支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
住宅入居等支援事業	実施有無	有	有	有
玉野市障害者総合支援協議会	箇所	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 市内の障害者相談支援事業所と連携を取りながら、専門の支援員への引継ぎをスムーズに行うシステムの構築を図ります。
- 地域生活支援拠点等整備事業や、重層的支援体制整備事業の実施において、重要な役割を果たすことが考えられることから、引き続き必要な体制整備を行います。
- 玉野市障害者総合支援協議会の専門部会において、各委員の経験やノウハウを共有する場を設けるとともに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を図ります。

④成年後見制度利用支援事業

知的障害や精神障害などにより、判断能力が不十分な方の財産や権利を守るための成年後見制度の利用について費用を負担することが困難な方に対して費用の助成を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	人	7	8	9	6	8	9
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	有	有	有	無	無	無

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	10	11	12
成年後見制度法人後見支援事業	実施有無	無	無	無

【見込量確保の方策】

- 玉野市成年後見支援センターにおいて、制度の普及・啓発に努め、利用を促進します。

⑤意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援などを行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣事業	件	140	140	140	132	96	70
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	101	104	107
手話通訳者設置事業	人	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 利用実績値については、ほぼ計画どおりに推移していますが、利用者は限定的であると考えられます。サービスを必要とする方に制度の周知を図っていきます。
- 言葉による意思疎通を図ることに支障がある人の社会参加を支援するため、手話通訳者、要約筆記者の派遣等による意思疎通支援の充実を図ります。

⑥日常生活用具給付等事業

重度障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護訓練支援用具	件	5	5	5	0	3	3
自立生活支援用具	件	5	5	5	4	8	8
在宅療養等支援用具	件	11	11	11	3	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	10	10	10	5	16	16
排泄管理支援用具	件	1,585	1,585	1,585	1,438	1,472	1,507
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1	2	1	1

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護訓練支援用具	件	3	3	3
自立生活支援用具	件	8	8	8
在宅療養等支援用具	件	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	件	16	16	16
排泄管理支援用具	件	1,542	1,579	1,616
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	1	1	1

【見込量確保の方策】

- 障害の特性に合わせ適切な用具を給付するとともに、事業の周知、利用の普及拡大に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障害者との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話奉仕員養成研修事業	人年	14	14	14	15	15	15

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込み値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	人年	15	15	15

【見込量確保の方策】

- 聴覚障害のある人の社会参加やコミュニケーションの促進を図るためには、手話の担い手を増やしていくことが重要であることから、その実現に向け、引き続き手話奉仕員養成研修事業を実施します。

⑧移動支援事業

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援	箇所	8	8	8	15	16	10
	人月	13	12	11	6	10	16

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援	箇所	10	10	10
	人月	16	16	16

【見込量確保の方策】

- 利用実績については計画どおりに推移しているため、今後も利用者のニーズを確認しながら、サービス利用を図っていきます。
- ホームヘルパー不足により障害のある人の社会参加が妨げられないよう必要なサービス量の確保に努めます。

⑨地域活動支援センター事業

障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	箇所	1	1	1	1	1	1
	人月	25	25	25	28	30	30
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	箇所	1	1	1	1	1	1
	人月	15	15	15	12	11	11
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	箇所	3	2	2	3	3	3
	人月	37	38	39	26	25	25
地域活動支援センター事業（基礎型）	箇所	1	1	1	1	0	0
	人月	9	9	9	5	0	0

【必要な量の見込み】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業（Ⅰ型）	箇所	1	1	1
	人月	30	30	30
地域活動支援センター事業（Ⅱ型）	箇所	1	1	1
	人月	11	11	11
地域活動支援センター事業（Ⅲ型）	箇所	3	3	3
	人月	25	25	25
地域活動支援センター事業（基礎型）	箇所	0	0	0
	人月	0	0	0

【見込量確保の方策】

- 地域活動支援センターⅠ型については、精神障害がある方にとっての相談の場であり、かつ、交流の場です。「地域生活支援センターこころの里」は重要な役割を担っており、今後も現在の箇所数を維持し、事業内容の充実に努めます。
- Ⅱ型は、障害者総合支援法に基づく生活介護サービスを利用するための障害支援区分要件を満たさない人も対象となるため、従来のデイサービスの利用が図られるよう現在の箇所数を維持し、事業の推進に努めます。
- Ⅲ型は、市内において担い手が減っている状況が継続しており、参入予定もないため、今後は、ニーズなどを踏まえ、今後のあり方を検討していきます。

5 その他の事業

①福祉ホームの運営事業

現に住居を求めている障害者に対し、低額な料金で、居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉ホームの運営事業	人年	3	3	3	3	2	2

【必要な量の見込み（年間）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営事業	人年	2	2	2

【見込量確保の方策】

○利用実績は少ないものの、障害のある人が地域に移行するために必要な事業であり、今後も事業を継続します。

②更生訓練費給付事業

更生訓練費を支給することで、サービスを利用する障害者の自立した日常生活や就労の促進を図る。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
更生訓練費給付事業	人年	15	15	15	14	11	11

【必要な量の見込み（年間）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
更生訓練費給付事業	人年	11	11	11

【見込量確保の方策】

○就労移行支援において、市外の事業所に通所している方がいるため、一定の効果があると思われます。今後も周知啓発を継続します。

③生活支援事業（障害者技術指導事業）

障害者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施する。

【第6期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活支援事業（障害者技術指導事業）	事業所設置箇所	1	1	1	1	1	1
	利用者数/月	50	50	50	50	50	50

【必要な量の見込み（年間）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援事業（障害者技術指導事業）	事業所設置箇所	1	1	1
	利用者数/月	50	50	50

【見込量確保の方策】

- 利用者数は横ばいであり、縫い物などの技術指導を実施しています。今後も利用者の状況に応じた事業を効率的・効果的に実施します。

④日中一時支援事業

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る。

【必要な量の見込み（年間）】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実利用人数/月	142	144	146	136	132	132
	箇所数	15	15	15	30	24	24

【必要な量の見込み（年間）】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用人数/月	132	136	140
	箇所数	24	24	24

【見込量確保の方策】

- 事業所箇所数が、計画値を上回っていますが、利用者数は計画値を下回っています。今後、利用状況が増える状況であれば、他のサービスとの利用状況等を勘案し、検討していきます。

玉野市障害児福祉計画（第 3 期）

1 第 2 期障害児福祉計画の成果目標の達成状況

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標		国の基本指針
令和 5 年度末までに児童発達支援センター設置	1 箇所 (達成済)	令和 5 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも 1 か所以上設置することを基本
令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	構築 (達成済)	令和 5 年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本
令和 5 年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	設置予定	令和 5 年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本
令和 5 年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	設置予定	令和 5 年度末までに、各市町村または圏域に少なくとも 1 か所以上確保することを基本
令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置 (達成済)	令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本
令和 5 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1 人	令和 5 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本

【実績】 令和 5 年度末までに児童発達支援センター設置	設置済
【実績】 令和 5 年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	構築済
【実績】 令和 5 年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	0 か所
【実績】 令和 5 年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	0 か所
【実績】 令和 5 年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	設置済
【実績】 令和 5 年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	7 人

成果目標の達成状況

児童発達支援センターについては、玉野市児童発達支援センターを設置し、運営については指定管理者制度を導入しています。障害児相談支援事業及び保育所等訪問支援事業も同センターで実施しており、障害児支援における中核的な役割を担っています。

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所は国の基本指針に基づき圏域で確保できていることもあるため、市内に設置をしていません。

医療的ケア児等に関するコーディネーターは配置していますが、今後、医療的ケア児やその家族が地域で安心して暮らしていけるよう、コーディネーターを配置している事業者や関係機関と連携しながら、安定した相談支援体制の整備に向けて、玉野市障害者総合支援協議会（こども部会）において、コーディネーターの活用方法等について検討する必要があります。

	活動指標					
	目標			実績		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニング ^{※1} やペアレントプログラム ^{※2} 等の支援プログラム等の受講者数	30人	30人	30人	17人	15人	25人
ペアレントメンター ^{※3} の人数	0人	2人	4人	2人	2人	2人
ピアサポート ^{※4} の活動への参加人数	0人	2人	4人	2人	2人	2人

※1 ペアレントトレーニングとは、保護者が子どもの行動を観察して特徴を理解し、発達障害の特性をふまえたほめ方やしかり方等学ぶことにより、子どもの問題行動を減らしていくための保護者向けのプログラムのことを指します。

※2 ペアレントプログラムとは、育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。

※3 ペアレントメンターとは、自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。

※4 ピアサポートとは、同じ症状や悩みをもち、同じような立場にある仲間が、体験を語り合い、回復を目指す取り組みです。

活動指標の達成状況

公認心理士等の専門的指導員による子供の発達の見立てを行い、小集団での遊びや保護者が子供とのよりよいかかわり方を学ぶペアレントトレーニング等を通して、子供の発達を理解し、子供に応じたかかわり方を学ぶことで子供の発達を促し、保護者の育児負担感の軽減が図られるように支援を行っています。

2 成果目標と活動指標

児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」の成果目標について、国の基本指針を踏まえるとともに、本市における過去の実績と地域の実情を考慮し、令和5年度を目標年度として設定します。

また、成果目標を達成するための活動指標となる、計画期間の各年度における取り組みの量を定めます。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

目標値		国の基本指針及び設定の考え方
令和8年度末までに 児童発達支援センター設置	1箇所 (達成済)	国の基本指針に基づき実施 【国指針：令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本】
令和8年度末までに 障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する 体制の構築	構築	国の基本指針に基づき実施 【国指針：令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築することを基本】
令和8年度末までに 保育所等訪問支援を利用できる 体制構築	構築 (達成済)	国の基本指針に基づき実施 【国指針：令和8年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本】
令和8年度末までに 重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業及び 放課後等デイサービス事業所の確保	検討	国の基本指針に基づき実施 【国指針：令和8年度末までに、各主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本】
令和8年度末までに 保健、医療、障害福祉、 保育、教育等の関係機関等が 連携を図るための協議の場	設置 (達成済)	国の基本指針に基づき実施 【国指針：保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本】
令和8年度末までに 医療的ケア児等に関する コーディネーターの配置	7人 (達成済)	

活動指標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	20人	20人	20人
ペアレントメンターの人数	2人	2人	3人
ピアサポートの活動への参加人数	2人	2人	2人

目標達成のための方策

1歳6か月児健診等で保健師が経過観察を必要とした児(3歳児まで)とその親を対象、親子のふれあい遊びや、座談会、ペアレントトレーニング等を行います。

3 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

①児童発達支援

障害のある未就学の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。

【第2期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	132	133	133	128	134	114
	人日分	1,043	1,051	1,051	973	1,044	963

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人分	147	154	161
	人日分	1,131	1,185	1,239

【見込量確保の方策】

- 「玉野市児童発達支援センター」を中核として、支援を推進していきます。
- サービス内容について理解が少ない保護者も多いと考えられるため、周知に努めます。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹の機能の障害児に対する児童発達支援及び治療を行います。

【第2期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

【見込量確保の方策】

- 現在は利用者がいませんが、支援が必要な児童に対し、受入機関の不足により、サービス提供ができないことがないよう、関係機関と連携していきます。

③放課後等デイサービス

就学中の障害児に対して、授業の終了後または学校の休業日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【第2期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人分	170	170	170	116	149	156
	人日分	910	910	910	621	822	828

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人分	170	180	190
	人日分	902	955	1,008

【見込量確保の方策】

- アンケート調査の結果によると、「放課後等デイサービスの利用をいつまで継続したいですか」について、「高3まで」の割合が23.2%と最も高く、次いで「中3まで」の割合が14.3%となっています。また、「放課後等デイサービスを利用する目的は何ですか」について、「支援を受けることで力を伸ばしてあげたい」の割合が33.9%と最も高いのに対し、放課後等デイサービスに満足していない理由で「スタッフの障害に対する知識や経験不足を感じる」と回答した人の割合が18.8%と最も高くなっています。

放課後等デイサービスの本市の現状として、中高生の受け入れ体制に課題があると考えており、今後、ニーズに対応できるよう、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、基盤の整備、質の確保に努めます。

④保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援や訪問先施設のスタッフに対する支援を行います。

【第2期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所等訪問支援	人分	4	8	12	1	1	0
	人日分	6	12	20	1	2	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人分	6	6	6
	人日分	10	10	10

【見込量確保の方策】

- 発達障害のある児童に対しては、保育園や認定こども園、障害児通所支援等において適切な支援ができるよう連携し、支援体制の強化を図ります。
- 支援が必要な児童に対し、サービス提供ができるよう、今後も支援体制の整備に努めていきます。

⑤居宅訪問型児童発達支援

重症心身障害児などの重度の障害児等であって、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。

【第2期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0	0	0	0
	人日分	0	0	0	0	0	0

※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	人分	0	0	0
	人日分	0	0	0

【見込量確保の方策】

- 現在、当該サービスを実際に利用されている方はいませんが、相談支援事業所と連携して必要な方には案内を行い、サービス利用を希望される方がいた場合は、関係機関と連携し対応する体制を構築します。

⑥障害児相談支援

障害児通所支援を利用するすべての障害児を対象に、給付決定または給付決定の変更前に、障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとに障害児通所支援等の利用状況のモニタリングを行います。

【第2期計画における計画と実績】

サービス名	単位	計画値			実績値		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害児相談支援	人分	296	296	296	245	284	270
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	0	1	1	5	7	7

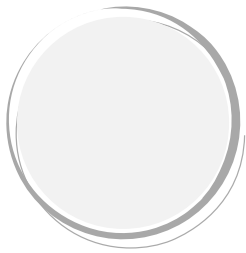
※各年度3月分まで(令和5年度のみ見込み)の1月当たり平均

【必要な量の見込み(1月当たり)】

サービス名	単位	見込値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人分	323	340	357
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	8	9	10

【見込量確保の方策】

- 障害児通所支援を利用するすべての障害児を対象に、計画作成やモニタリングが行えるよう、障害児相談支援を実施する体制を整備します。
- 岡山県において開催される医療的ケア児等コーディネーター・支援者養成研修が行われる際、市内の事業者に所属の相談支援専門員や保健師等の対象となる者に周知し、研修受講者を募り増員を図ります。



資料編

1 玉野市障害者施策推進協議会条例

昭和 55 年 3 月 29 日

条例第 10 号

改正 平成 8 年 3 月 28 日条例第 6 号

平成 14 年 3 月 29 日条例第 1 号

平成 23 年 3 月 22 日条例第 2 号

平成 26 年 9 月 22 日条例第 32 号

平成 28 年 3 月 23 日条例第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 36 条第 4 項に規定する合議制の機関として設置する玉野市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成 26 年条例 32 号〕)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問

に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 障害者に関する基本的かつ総合的な施策の樹立について必要な事項
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要するものに関する基本的事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
 - (2) 学識経験者
- 2 前項第 1 号の委員の任期は、当該職にある期間とする。
- 3 第 1 項第 2 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、同号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 第 1 項第 2 号の委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、期間を定めて市長が任命する。
(部会)

第7条 協議会にその所掌事務に係る専門事項を分掌させるため部会をおくことができる。
(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉部において行う。
(一部改正〔平成23年条例2号・28年1号〕)
(その他)

第9条 この条例の定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月28日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月22日条例第2号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月22日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第1号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2 玉野市障害者施策推進協議会委員名簿

(敬省略)

機関名	職名	氏名
玉野総合医療専門学校	学科長	竹村 篤
玉野市医師会		河口 礼子
玉野市身体障害者福祉連合会	会 長	杉本 磯治
玉野市手をつなぐ育成会	会 長	中山 恵美
社会福祉法人同仁会（のぞみ園）	理 事	濱川 雅夫
社会福祉法人ももたろう会	管理者	山内 康司
社会福祉法人四ツ葉会	部門長	松岡 康弘
玉野市社会福祉協議会	会 長	三浦 康男
玉野商工会議所	副会頭	伊達 元英
玉野市コミュニティ協議会	副会長	井上 征三
岡山県備前保健所保健課	課 長	栗原 淳子
玉野公共職業安定所	所 長	石原 祥雅
公募委員		大賀 和弘
公募委員		井上 貴江
公募委員		近藤 有加子

(令和5年11月1日現在)

3 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画策定委員会要綱

平成9年7月29日

訓令第14号

改正 平成18年7月18日訓令第18号

平成18年11月1日訓令第26号

平成20年7月31日訓令第12号

平成23年4月1日訓令第30号

平成26年7月1日訓令第10号

平成29年3月16日訓令第4号

令和3年3月25日訓令第5号

令和4年3月31日訓令第26号

(設置)

第1条 玉野市における障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項に基づく計画(以下「玉野市障害者基本計画」という。)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項に基づく計画(以下「玉野市障害福祉計画」という。)の策定及びその実施体制を検討するため、玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画の実施体制の検討に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は健康福祉部長をもって充てる。

3 委員は、病院事業管理監、政策部長、総務部長、財政部長、市民生活部長、産業振興部長、建設部長及び教育次長をもって充てる。

(一部改正〔平成29年訓令4号・令和3年5号・4年26号〕)

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を統括する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(幹事会)

第6条 委員会の所掌事務を円滑に推進するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、委員が所属する関係課職員、関係機関及び団体の内から委員長が委嘱する。
(障害者施策推進協議会)

第7条 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画の策定に当たっては、玉野市障害者施策推進協議会の意見を聞く。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉政策課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成18年7月18日訓令第18号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成18年11月1日訓令第26号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成20年7月31日訓令第12号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日訓令第30号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (平成26年7月1日訓令第10号)

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月16日訓令第4号)

この要綱は、訓令の日から施行する。

附 則 (令和3年3月25日訓令第5号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月31日訓令第26号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

4 玉野市障害者基本計画及び玉野市障害福祉計画 策定委員会委員名簿

(敬省略)

所属	氏名	備考
副市長	市倉 勇樹	委員長
健康福祉部長	萱 哲司	副委員長
病院事業管理監	原田 英明	
政策部長	中嶋 英生	
総務部長	藤原 秀紀	
財政部長	渡邊 聡志	
市民生活部長	牧野 真哉	
産業振興部長	大倉 明	
建設部長	熊沢 信之	
教育次長	小崎 隆	

5 策定経緯

年	月日	内 容
令和5年	8月25日～ 9月12日	玉野市障害福祉に関するアンケート調査 ・玉野市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び障害者自立支援医療（精神通院医療に限る）制度の利用者、発達障害者の中から無作為抽出
	11月15日	第1回玉野市障害者施策推進協議会 （1）玉野市障害者基本計画（第4次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）の策定について （2）玉野市の障害者を取り巻く現状 （3）玉野市の障害福祉に関するアンケート調査
令和6年	1月17日	第2回玉野市障害者施策推進協議会 ・玉野市障害者基本計画（第4次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）素案について
	2月1日～ 2月16日	パブリックコメントの実施 ・玉野市障害者基本計画（第4次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）（案）に関するパブリックコメント意見について
	2月19日	第3回玉野市障害者施策推進協議会 ・パブリックコメントに対する市の考え方について

玉野市障害者基本計画（第4次）
玉野市障害福祉計画（第7期）
玉野市障害児福祉計画（第3期）

令和6年3月

発行：玉野市 健康福祉部 福祉政策課
〒706-8510 玉野市宇野1丁目27番1号
電話：0863-32-5556
F A X：0863-31-9179